

令和 2 年

奈良市議会12月定例会
提出議案

奈良市

目 次

奈良市報告第 64 号	使用料の徴収に関する処分等についての審査請求に係る報告について……………	1
〃 第 65 号	使用料の徴収に関する処分等についての審査請求に係る報告について……………	13
〃 第 66 号	市長専決処分の報告について……………	24
〃 第 67 号	市長専決処分の報告について……………	33
〃 第 68 号	市長専決処分の報告について……………	37
〃 第 69 号	市長専決処分の報告について……………	39
〃 第 70 号	市長専決処分の報告について……………	41
〃 第 71 号	市長専決処分の報告について……………	43
〃 第 72 号	市長専決処分の報告について……………	45
〃 第 73 号	市長専決処分の報告について……………	47
〃 第 74 号	市長専決処分の報告について……………	49
〃 第 75 号	市長専決処分の報告について……………	51
〃 第 76 号	市長専決処分の報告について……………	53
〃 第 77 号	市長専決処分の報告について……………	55
奈良市議案第 115 号	市長専決処分の報告及び承認を求めることについて……………	57
〃 第 116 号	令和 2 年度奈良市一般会計補正予算（第 7 号）……………	60
〃 第 117 号	令和 2 年度奈良市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）……………	64
〃 第 118 号	令和 2 年度奈良市土地区画整理事業特別会計補正予算（第 2 号）……………	66
〃 第 119 号	令和 2 年度奈良市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）……………	68
〃 第 120 号	令和 2 年度奈良市病院事業会計補正予算（第 2 号）……………	130
〃 第 121 号	令和 2 年度奈良市水道事業会計補正予算（第 1 号）……………	138
〃 第 122 号	職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正について……………	139
〃 第 123 号	奈良市手数料条例の一部改正について……………	140

奈良市議案第124号	奈良市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援 するための法律施行条例の一部改正について……………	141
ㄥ 第125号	奈良市共同浴場条例の廃止について……………	142
ㄥ 第126号	奈良市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れ る特定非営利活動法人等を定める条例の一部改正につ いて……………	143
ㄥ 第127号	奈良市体育施設条例の一部改正について……………	145
ㄥ 第128号	奈良市地区計画の区域内における建築物の制限に関す る条例の一部改正について……………	149
ㄥ 第129号	奈良市火災予防条例の一部改正について……………	151
ㄥ 第130号	奈良市立学校設置条例の一部改正について……………	154
ㄥ 第131号	財産の取得について……………	155
ㄥ 第132号	財産の取得について……………	156

使用料の徴収に関する処分等についての 審査請求に係る報告について

使用料の徴収に関する処分等について行われた行政不服審査法第2条の規定による審査請求に対し、次のとおり却下したので、地方自治法第229条第4項及び第231条の3第9項の規定により報告する。

令和2年11月30日提出

奈良市長 仲川元庸

第1 審査請求年月日

令和2年1月10日、2月14日、2月25日及び3月12日

第2 主文

本件各審査請求を却下する。

第3 事実及び意見の理由

1 事案の概要

審査請求人が、処分庁に対して、平成31年4月15日付けで、審査請求人に係る平成31年3月から平成32年2月までの下水道使用料の免除を申請したところ、処分庁は、令和元年5月10日付けで、これを不承認とする処分（以下「31年処分」という。）を行った。

処分庁は、審査請求人に対し、令和元年7月分及び同年8月分各水道料金・下水道使用料を各納期限までに納入しなかったことから、審査請求人に対し、それぞれ令和元年10月9日付け、同年11月13日付けで、令和元年7月分及び同年8月分の各水道料金・下水道使用料督促状を送付した。

処分庁は、審査請求人による、令和元年11月7日以降、令和元年12月11日までの間に順次行われた、いずれも同様に本市職員による「事実の捏造」、申請権行使の妨害等の違法若しくは不当な行為、又は「奈良市の償い」の不履行若しくは信義則違反を理由とするものと見られる、令和元年5月分から同年7月分の水道料金の支払猶予申請及び同年5月分、同年6月分並びに同年8月分の下水道使用料の支払猶予申

請に対して、令和元年11月8日以降、同年12月13日までの間に、それぞれ不承認通知書を送付した。

処分庁は、審査請求人に対し、令和元年12月4日付けで、審査請求人が納付すべき令和元年10月分の水道料金及び下水道使用料の納入通知書を送付した。

これら本件各処分等を不服として、審査請求人が本件各審査請求を提起したものである。

2 本件各審査請求に至る経緯

(1) 前件裁判

審査請求人により平成13年9月18日付けでなされた平成13年度の水道料金免除申請を、処分庁が同年11月16日付けで却下（以下「13年却下」という。）したところ、審査請求人は、不服申立てを経て、奈良市を相手方として、13年却下の取消しを求める訴えを奈良地方裁判所に提起した。その後、奈良地方裁判所がこれを棄却する判決を下したところ審査請求人が大阪高等裁判所へ控訴し、大阪高等裁判所は、平成16年5月27日、13年却下が処分性を有することを前提に、奈良市行政手続条例（平成11年奈良市条例第19号。以下「行手条例」という。）第8条第1項に定める、申請に対する拒否処分に当たって提示すべき理由の不備という手続上の違法があるとして、これを取り消すものとする判決を下した。そして、平成17年12月9日、奈良市による上告受理申立てを不受理とする最高裁判所の決定がなされ、13年却下の取消請求の認容判決が確定した（以下「前件裁判」という。）。

(2) 奈良市長藤原昭（当時）による依頼

前件裁判の後、処分庁は、処分理由の記載に変更を加えた上、平成18年1月12日付けで、再度審査請求人に係る平成13年度の水道料金の減免申請を却下した。審査請求人は、これを不服として、この却下処分の取消し、水道料金の免除承認及び慰謝料の支払を求めて審査請求を行った。

この審査請求については、申立てのうち処分の取消しを認容し、その余を棄却ないし却下するという裁決がなされたものの、その後奈良市長藤原昭（当時）から処分庁に対して、平成21年3月31日付けで、審査請求人の水道料金免除申請を承認し、審査請求人世帯への救済措置を講ずべきであるとする依頼文書が出されたこともあり、処分庁は、平成21年5月7日付けで、審査請求人に係る平成21年2

月分までの水道料金の免除を承認した（以下「21年承認」という。）。

(3) 審査請求人による度重なる免除理由説明

21年承認の前後から、審査請求人は、審査請求人が支払義務を負う使用料その他の徴収金に関する事務を担当する部署等に赴き、これらの部署の管理職に対して、その異動による人員の交代がある都度、審査請求人の世帯に係る徴収金を免除すべき理由の説明及び当該徴収金を免除せよとの要求を繰り返し行っていた。

その説明及び要求は、審査請求人が前件裁判における記録及び関連する経緯をまとめた大部の資料を持参し、半日程度の時間をかけてその資料を提示しつつ行われていた。

審査請求人が説明する免除理由の要旨は、「奈良市は審査請求人に対して、平成11年ころから、審査請求人の世帯の生活困窮という事由にもかかわらず、審査請求人に対する各種料金の減免を認めず、その料金の違法不当な取立て行為や減免措置に関する虚偽説明を繰り返してきた。これに対して審査請求人は不服申立てや訴訟により争ってきたが、奈良市は審査請求人の主張を認めず、そのためにこれらの争訟はいたずらに長期化し、そのせいで審査請求人は訴訟等の対応に注力せざるを得ず、就労の機会を喪失するなどの多大な損失を被った。前件裁判により減免措置に関する奈良市の違法性が明らかとなり、それに伴い奈良市は審査請求人に対して、従前の違法不当な取立て行為及び虚偽説明並びに減免の拒否それ自体により審査請求人に与えた、就労及び生活再建の機会の喪失等の損害を理由として、審査請求人に対する各種徴収金を免除する義務を負うこととなった。」というものである。

(4) 奈良市が審査請求人に対して多数の減免措置を講じてきたこと

審査請求人による度重なる免除理由説明を受けて、奈良市は、おおむね平成21年以降、下水道使用料、国民健康保険料及び一部負担金、健康診断費、印鑑証明及び住民票の発行手数料並びに固定資産税等について、審査請求人が毎年又は費用の発生する都度提出する、審査請求人の主張する免除理由を記載したほぼ同じ内容の理由書に基づき、支払の免除を認めてきた。

また、水道料金については、審査請求人による免除申請を待たずに、平成21年以降は、そもそも支払請求自体がなされていなかった。審査請求人は、水道料金に限らず各種料金の免除が、毎年免除申請をせずとも自動継続してなされるべきことにつき、免除を行うこと自体と同様の理由に基づく必要な措置であると説明してい

た。

(5) 平成29年度の措置に関する審査請求人の説明

奈良市は審査請求人に対して、平成29年6月5日付けで、今後の審査請求人に対する各種免除措置の取扱いを他の市民と同様の基準で適正に行っていくものとする旨の通知（以下「29年通知」という。）を発した。これを受けて、審査請求人は、改めて奈良市の各部署に赴き、これまでどおりの各種の免除措置を講じるべきことを主張し、その理由として、これまで審査請求人が各部署に対して繰り返してきた説明に加え、「前件裁判の結果奈良市は審査請求人に対して損害賠償責任を負うこととなったが、その賠償額は、当時の生活保護の基準額に照らして、おおむね2000万円ほどにも上るものである。そして、審査請求人と奈良市とが、この奈良市の違法行為に対する「償い」の方法について協議を継続した結果、審査請求人が奈良市に対してこの「償い」に係る国家賠償請求訴訟を提起しないことと引換えに、審査請求人及びその世帯員が奈良市に対して支払うべき公租公課、使用料及び手数料その他の金銭負担につき、今後審査請求人及びその世帯員が存命の限り免除されるものとの合意が成立した。」ということを述べ立てた。この主張内容が、本件各審査請求に至るまで審査請求人が主張するところの「奈良市の償い」及びそれに関する合意に当たるものである。

これらの主張を行うために審査請求人が奈良市の各部署に赴く頻度は、多いときには連日の場合を含め週に複数回となることもあり、説明及び応対の1回当たりの時間は、数十分から、5時間程度に及ぶこともあった。

また、この説明及び応対の際に、録音等の記録を行うことや、既に奈良市職員らが説明を尽くした後も審査請求人が対応を強要するなどして対応が長時間に及ぶ場合に、対応を打ち切り審査請求人の退席を求めるなどのやりとりについて、審査請求人と奈良市職員との間で対立が生じる場面も多くあった。

(6) 本件処分等に先んじてなされた処分及び審査請求

処分庁は、審査請求人が平成29年4月18日付けで行った平成29年度下水道使用料免除申請を受けて、平成29年6月27日、審査請求人に対し平成29年度下水道使用料免除不承認処分を行ったが、審査請求人はこれを不服として同処分及び同処分の日以降に行われた水道料金・下水道使用料納入通知・督促処分の取消し等を求めて、同年9月26日に審査請求（以下「前件審査請求」という。）を行った。前件審査請求については、弁明書、反論書及び再反論書の提出並びに口頭意見

陳述の実施等の審理手続を経て、平成30年6月28日、棄却裁決がなされた。

その後、審査請求人は、平成30年7月10日に平成30年度固定資産税免除不承認処分の取消し又は変更を求める審査請求を行ったことを皮切りに、水道料金・下水道使用料督促処分、固定資産税督促処分及び証明書手数料免除不承認処分についての審査請求等、本件各審査請求に係る審理手続の終結時点に至るまで（平成30年7月10日から令和2年6月26日までの間）に、審査庁に対して、125件の審査請求を提起している。これらのうちには、処分庁が令和元年5月10日に行った、31年処分の取消し又は変更を求める審査請求（令和元年度第28号請求）も含まれている。

以上の他、審査請求人は、奈良市長が行った介護保険料免除申請不承認処分及び国民健康保険料免除申請不承認処分等の介護保険料及び国民健康保険料に係る処分について、奈良県に対して、多数の審査請求を行っている。

これらの審査請求における審査請求人の主張は、上述の「奈良市の償い」及びそれに関する合意の成立を主たる理由とするものである他、審査請求人の意に沿った対応を行わなかった職員の氏名を摘示し、誹謗中傷を重ねて個人攻撃を加えるという点についても、後述する本件各審査請求における審査請求人の主張と同様のものであった。

3 審査請求人の主張の要旨

21年承認は、審査請求人の世帯の経済的損失等が回復されるまで毎年免除申請せずとも水道料金を免除することを承認する処分であるから、本件納入通知処分及び本件各督促処分は、無効又は取り消されるべきである。

また、31年処分は、処分庁に属する特定の無知無能な職員による事実の捏造という犯罪的行為、及びそれらの悪党に加担する他の特定職員の暴挙・妄動といった、暴力団組織と化した奈良市による審査請求人の権利侵害となる犯罪的行為により、「奈良市の償い」及びこれに基づく合意を無視してなされた違法なものであり、かつ行手条例第8条第1項の定めにより申請に対する拒否処分にあって求められる処分理由の提示がなされていないという点でも違法であって、したがって31年処分の後続処分となる本件納入通知処分及び本件各督促処分は、違法なものである。

さらに、水道料金支払猶予申請不承認処分及び下水道使用料支払猶予申請不承認処分については、それ自体行手条例第8条第1項に定める理由の提示がなされていない

違法がある。

4 処分庁の主張の要旨

(1) 本案前の主張

審査請求人の主張は、何ら正当な根拠に基づくものではなく、また処分庁職員らを誹謗中傷する不当なものでもあり、さらには審査請求人が本件各審査請求と同様の審査請求を大量かつ執拗に反復提起し、既に多数の棄却又は却下裁決がなされていることや、審査請求人の職員に対する誹謗中傷等の行為について奈良市不当要求行為等審査会により不当要求として認定され、審査請求人に対して警告書が送付されているといった状況に鑑みると、本件各審査請求の本案に係る審理手続を行うことは、本来の住民福祉に傾注されるべき職員の公務を妨げ、職員に対する誹謗中傷を許すのみで有害無益であることから、本件各審査請求は審査請求権の濫用であって、審査請求の利益を欠くものとして、却下されるべきである。

なお、水道料金債権は私法上の契約である給水契約によって発生する私債権であって、これに関する処分性は認められないことから、水道料金に係る各措置は審査請求の対象とならず、本件各審査請求のうち、水道料金に係る各措置を対象とするものについては当然に却下されるべきである。

(2) 本案の主張

31年処分にあたっては、処分庁は審査請求人に対し、書面により不承認の理由を具体的に通知しており、行手条例第8条第1項に違反するものではなく、何ら違法ではないが、仮にそれが違法であったとしても、それによって平成31年度分の下水道使用料を免除する効果が発生するものではなく、審査請求人はそれらの下水道使用料の支払義務を負うところ、本件納入通知処分及び本件各督促処分につき違法性の発生する余地はない。

また、下水道使用料支払猶予申請不承認処分については、審査請求人の主張する支払猶予申請の理由は、奈良市下水道条例（昭和51年奈良市条例第16号）第39条及び同条例施行規程（平成26年奈良市企業局管理規程第1号）第31条の定める支払猶予を行うことが出来る場合に該当せず、かつ処分にあたっては根拠規定を特定して不承認の理由を具体的に記載しており、行手条例第8条第1項に違反するものでもない。

したがって、審査請求人の主張は失当であり、下水道使用料に係る各処分は根拠

規定に基づき適正になされており何ら違法な点はない。

5 本件各審査請求の争点

(1) 本案前の争点

ア 審査請求権の濫用

本件各審査請求が審査請求権の濫用にあたり、不適法なものとなるかが争点となる。

イ 水道処分等の処分性の有無

水道料金に係る各措置に処分性が認められ、審査請求の対象となり得るかが争点となる。

(2) 本案の争点

ア 水道処分等の違法性

水道料金に係る各措置に対する審査請求が適法なものである場合には、21年承認の効力により現在に至るまで審査請求人について水道料金の免除が認められるかが争点となる。

イ 下水道処分等の違法性

本件納入通知処分及び本件各督促処分に対する審査請求が適法なものである場合には、31年処分の違法性が本件納入通知処分及び本件各督促処分の効力に影響し得るか、31年処分が違法といえるか、また行手条例第8条第1項に定める理由の提示がなされているかその他31年処分との関係とは別に本件納入通知処分及び本件各督促処分自体の違法事由が存在するかが争点となる。

6 争点についての判断

(1) 本案前の争点

ア 審査請求権の濫用

権利濫用の禁止（民法（明治29年法律第89号）第1条第3項）は、法律上の権利又は権限の行使一般について妥当する法原則であり、行政に対する市民の権利行使に関しても当てはまるものであるから、形式的には法令上の根拠を有する申請・請求その他の行為としてなされたものであっても、本来の趣旨目的に反し、社会的相当性を逸脱するような場合については、違法なものとなり得る。

そのため、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「行服法」という。）に基づく審査請求についても、適式な審査請求申立の形をとっていたとし

ても、国民の権利利益の救済及び行政の適正な運営の確保といった行服法の目的（行服法第1条第1項）に資するものでないか、又は資するところが著しく乏しいことが明らかであり、審査請求に仮託して正当な行政行為の妨害や特定職員の誹謗中傷を行うこと等の不当な目的又は態様によりなされたものである場合には、行服法の趣旨に鑑みて当該審査請求を認めることにより得られる利益と害される利益も考慮の上、審査請求を認めることにより却って公益を害し、行服法の趣旨に反することとなるときには、当該審査請求は審査請求権の濫用に該当する不適法なものとして却下されるべきと言える。

審査請求人は、21年承認がなされた後、29年通知が発出されるまでの間、審査請求人が支払義務を負う各種の徴収金の収納事務を担当する部署を始め、処分庁及び奈良市の多数の部署を訪れ、長時間にわたって各部署の管理職員らに対応を強制し、一連の審査請求において審査請求人が主張するところの「奈良市の償い」の基礎となる事実に基づき審査請求人に対する徴収金の免除等の特別の措置を講ずべきことを説明し、それに応じさせてきた。

29年通知以降は、処分庁及び奈良市において、審査請求人から長時間にわたる対応の強制その他の不当な要求を受けたとしても、各種徴収金の減免について審査請求人を特別扱いせず、他の市民と同様の基準で減免に関する判断を行うこととされ、「奈良市の償い」に類する理由による徴収金の免除が認められなくなったため、審査請求人による自己に有利な取扱いを求めての処分庁・奈良市の訪問と職員らへの対応要求は、より頻繁になった。

また、それらの訪問及び対応要求の際には、「奈良市の償い」に基づき徴収金の免除等の措置を講ずべきことを執拗に求めるだけでなく、審査請求人による各種徴収金の免除申請を不承認とする等、審査請求人による要求について審査請求人の意に沿わない対応をとった職員個人に対して、審査請求人は、罵声を浴びせ誹謗中傷を加えるなど執拗に個人攻撃を繰り返し、当該職員らが審査請求人にそのような不当な言動を止めるよう求め、又は対応を拒否し若しくは打ち切ろうとした際等に、当該職員らを撮影するなどしていた。

上述の通り、本件各審査請求は、審査請求人により繰り返し行われている、「奈良市の償い」を理由とする各種徴収金の免除、不徴収又は徴収猶予を不承認とされたことについての（前件審査請求後に審査庁に対して提起されたものだけ

でも) 125件にも上る 審査請求の一つとしてなされたものであり、それら審査請求と、「奈良市の償い」が市長の特に認めるものとして徴収金の免除等の特別の理由となるかという争点を同じくするものである。

この125件の審査請求のうち、(前件審査請求については、平成30年6月28日)平成30年度第5号請求及び第7号請求については平成31年3月25日、平成30年度第6号請求については平成31年4月24日、それぞれ棄却裁決が、平成30年度第8号、第9号及び第11号請求については平成31年4月24日に一部却下一部棄却裁決が、審査請求人による反論書等の書面の提出及び口頭意見陳述を経た上で各々なされている。

そして、平成30年度第15号請求については平成31年3月28日、平成30年度第13号及び第14号請求については平成31年4月24日、平成30年度第16号及び第18号から第20号請求については令和元年6月3日、平成30年度第17号請求については令和元年6月5日、平成30年度第22号から第28号、第30号から第38号、第40号及び第41号請求については令和元年8月7日、平成30年度第39号請求については令和元年8月20日、平成31年度第1号から第5号請求、令和元年度第6号から第9号、第11号及び第12号請求については令和元年10月21日、令和元年度第10号請求については令和元年10月24日、令和元年度第13号請求については令和元年11月21日、令和元年度第14号及び第17号請求については令和元年11月29日、令和元年度第56号請求については令和元年12月25日、令和元年度第15号、第16号、第18号から第21号、第23号から第28号及び第30号から第34号請求については令和元年12月26日、令和元年度第29号請求については令和2年1月27日、令和元年度第35号請求については令和2年1月29日、令和元年度第22号請求については令和2年1月30日、令和元年度第36号から第41号、第43号から第54号、第58号、第59号、第61号、第62号請求については令和2年3月23日、令和元年度第42号、第55号及び第57号請求については令和2年3月27日、令和元年度第64号から第66号請求については令和2年4月13日、処分性を有しない催告について申し立てられたものであったことを理由とする令和元年度第56号請求を除き、いずれも審査請求権の濫用にあたることを理由として、それぞれ却下裁決がなされている。

以上の本件各審査請求に関する事実関係からすると、審査請求人の主張の実質として解し得る「奈良市の償い」及びこれに係る合意は、前件審査請求を含め審査請求人が提起する多数の審査請求における主張と共通し、なおかつ前件審査請求以前の事実に係るものであって、本件各審査請求において新たな主張・証拠が提出されたわけでもなく、その他前件審査請求からの争点の判断に関わる事情の変更も存しないことが明らかである。そうすると、本件各審査請求については、既に棄却された前件審査請求において審査庁の判断が示された争点について、実質的に同一の主張を繰り返すものに過ぎず、前件審査請求後に審理に影響し得る事情の変更が生じたとも認められないことから、本件各審査請求に係る審理を行うことによって、国民の権利利益の救済、行政の適正な運営の確保又は住民福祉の増進に資するところはない。

そして、本件各審査請求書の記載は、審査請求人の意向に従わない職員を誹謗中傷し、自らの利益となる行為を要求するものであって、先行する審査請求の審理手続における審査請求人の言動からしても、本件各審査請求を含む審査請求人により提起された多数の審査請求は、審査請求人が21年承認以降、その中でも特に29年通知の発出後において繰り返し行ってきた不当要求ないし不当要求類似行為と実質的に同一であり、それらの行為の一環としてなされたこともまた明らかであるから、正当な目的・態様によるものとは全く認められない。

さらには、審査請求人は、本件各審査請求書について、本件各審査請求書の記載事項から職員個人に対する誹謗中傷その他の不当な記載及び本件各審査請求と無関係な記載を除外し、実質的な本件各審査請求の理由となる事項を特定すること及び当該事項と審査請求人より累次提起される審査請求における実質的な審査請求の理由との異同について回答を求める質問（以下「本件補正質問」という。）により十分な余裕をもって補正の機会を付与されたにもかかわらずこれに応じることなく、加えて執拗に反復継続される審査請求人の不当要求ないし不当要求類似行為の態様に鑑みても、補正の見込みも無いものと判断せざるを得ない。

このように審査請求人による不当要求ないし不当要求類似行為の一環としてなされる本件各審査請求その他の審査請求について、これらを通常の審査請求と同様に取り扱って審理手続を進めることは、処分庁・審査庁にとって本来の業務を圧迫し、それらの業務を通じて守られるべき市民の利益が損なわれることが不可

避となる他、審査請求の形式さえ取れば、不当要求に類する行為の対応を処分庁・審査庁に強いることを許容する結果となり、行政の適正な執行を害するという不利益も伴い、却って国民の権利利益の救済・住民福祉の増進に反する事態を生じるものである。

これに対し、本件各審査請求を正当なものとして取り扱うことによって得られる客観的な利益は、審査請求人の正当な権利利益の保護も含め、何ら存するものとは認められない。

また、救済本位の観点から、行服法の運用に当たって審査請求人の立場に配慮すべきであるとしても、前件審査請求を含む先行する審査請求の審理手続及び裁決を考慮しつつ、審査請求人としては、遅くとも本件補正質問の回答提出期限までには、これまで述べてきた本件各審査請求の不当性を容易に認識し、補正ないし是正することが可能であったと言える。それにもかかわらず、審査請求人は本件補正質問に応じないばかりか、さらに同様の審査請求を重ねて繰り返すことにより、自ら補正又は是正の見込みも無いことを示しているのであるから、不当な態様・目的の下に提起された本件各審査請求に関し、酌むべき事情は認められない。

したがって、本件各審査請求は、行服法の目的に資するものではなく、審査請求人により不当な目的・態様でなされたものであって、これを認めることによる不利益は多大なものである一方、それにより得られる正当な利益は何ら認められず、却って公益を害し行服法の趣旨に反することとなるものであるから、審査請求権の濫用として、不適法である。

イ 本案前のその余の争点

本件各審査請求については審査請求権の濫用として不適法なものであるから、その余は争点となり得ず、判断を要しない。

(2) 本案の争点

本件各審査請求については審査請求権の濫用として不適法なものであるから、本案に関する事項についての判断を要しない。

(3) 結論

以上のとおり、本件各審査請求は不適法であるから、行服法第45条第1項の規定により、主文のとおり裁決する。

第4 裁決日

令和2年10月12日

使用料の徴収に関する処分等についての 審査請求に係る報告について

使用料の徴収に関する処分等について行われた行政不服審査法第2条の規定による審査請求に対し、次のとおり却下したので、地方自治法第229条第4項の規定により報告する。

令和2年11月30日提出

奈良市長 仲川元庸

第1 審査請求年月日

令和2年4月9日、4月14日、5月19日、5月28日及び6月17日

第2 主文

本件各審査請求を却下する。

第3 事実及び意見の理由

1 事案の概要

審査請求人が、処分庁に対して、平成31年4月15日付けで、審査請求人に係る平成31年3月から平成32年2月までの下水道使用料の免除を申請したところ、処分庁は、令和元年5月10日付けで、これを不承認とする処分（以下「31年処分」という。）を行った。

処分庁は、審査請求人に対し、令和2年1月8日及び同年3月4日付けで、それぞれ審査請求人が納付すべき令和元年11月分及び令和2年1月分の水道料金及び下水道使用料の納入通知書を送付した。

処分庁は、審査請求人による、令和2年1月10日以降、令和2年3月12日までの間に順次行われた、いずれも同様に本市職員による「事実の捏造」、申請権行使の妨害等の違法若しくは不当な行為、又は「奈良市の償い」の不履行若しくは信義則違反を理由とするものと見られる、令和元年8月分から同年12月分の水道料金の支払猶予申請並びに令和元年7月分及び同年9月分から同年12月分の下水道使用料の支

払猶予申請に対して、令和2年1月22日以降、同年3月19日までの間に、それぞれ不承認通知書を送付した。

これら本件各処分等を不服として、審査請求人が本件各審査請求を提起したものである。

2 本件各審査請求に至る経緯

(1) 前件裁判

審査請求人により平成13年9月18日付けでなされた平成13年度の水道料金免除申請を、処分庁が同年11月16日付けで却下（以下「13年却下」という。）したところ、審査請求人は、不服申立てを経て、奈良市を相手方として、13年却下の取消しを求める訴えを奈良地方裁判所に提起した。その後、奈良地方裁判所がこれを棄却する判決を下したところ審査請求人が大阪高等裁判所へ控訴し、大阪高等裁判所は、平成16年5月27日、13年却下が処分性を有することを前提に、奈良市行政手続条例（平成11年奈良市条例第19号。以下「行手条例」という。）第8条第1項に定める、申請に対する拒否処分に当たって提示すべき理由の不備という手続上の違法があるとして、これを取り消すものとする判決を下した。そして、平成17年12月9日、奈良市による上告受理申立てを不受理とする最高裁判所の決定がなされ、13年却下の取消請求の認容判決が確定した（以下「前件裁判」という。）。

(2) 奈良市長藤原昭（当時）による依頼

前件裁判の後、処分庁は、処分理由の記載に変更を加えた上、平成18年1月12日付けで、再度審査請求人に係る平成13年度の水道料金の減免申請を却下した。審査請求人は、これを不服として、この却下処分の取消し、水道料金の免除承認及び慰謝料の支払を求めて審査請求を行った。

この審査請求については、申立てのうち処分の取消しを認容し、その余を棄却ないし却下するという裁決がなされたものの、その後奈良市長藤原昭（当時）から処分庁に対して、平成21年3月31日付けで、審査請求人の水道料金免除申請を承認し、審査請求人世帯への救済措置を講ずべきであるとする依頼文書が出されたこともあり、処分庁は、平成21年5月7日付けで、審査請求人に係る平成21年2月分までの水道料金の免除を承認した（以下「21年承認」という。）。

(3) 審査請求人による度重なる免除理由説明

21年承認の前後から、審査請求人は、審査請求人が支払義務を負う使用料その他の徴収金に関する事務を担当する部署等に赴き、これらの部署の管理職に対して、その異動による人員の交代がある都度、審査請求人の世帯に係る徴収金を免除すべき理由の説明及び当該徴収金を免除せよとの要求を繰り返し行っていた。

その説明及び要求は、審査請求人が前件裁判における記録及び関連する経緯をまとめた大部の資料を持参し、半日程度の時間をかけてその資料を提示しつつ行われていた。

審査請求人が説明する免除理由は、「奈良市は審査請求人に対して、平成11年から、審査請求人の世帯の生活困窮という事由にもかかわらず、審査請求人に対する各種料金の減免を認めず、その料金の違法不当な取立て行為や減免措置に関する虚偽説明を繰り返してきた。これに対して審査請求人は不服申立てや訴訟により争ってきたが、奈良市は審査請求人の主張を認めず、そのためにこれらの争訟はいたずらに長期化し、そのせいで審査請求人は訴訟等の対応に注力せざるを得ず、就労の機会を喪失するなどの多大な損失を被った。前件裁判により減免措置に関する奈良市の違法性が明らかとなり、それに伴い奈良市は審査請求人に対して、従前の違法不当な取立て行為及び虚偽説明並びに減免の拒否それ自体により審査請求人に与えた、就労及び生活再建の機会の喪失等の損害を理由として、審査請求人に対する各種徴収金を免除する義務を負うこととなった。」というものである。

(4) 奈良市が審査請求人に対して多数の減免措置を講じてきたこと

審査請求人による度重なる免除理由説明を受けて、奈良市は、おおむね平成21年以降、下水道使用料、国民健康保険料及び一部負担金、健康診断費、印鑑証明及び住民票の発行手数料並びに固定資産税等について、審査請求人が毎年又は費用の発生する都度提出する、審査請求人の主張する免除理由を記載したほぼ同じ内容の理由書に基づき、支払の免除を認めてきた。

また、水道料金については、審査請求人による免除申請を待たずに、平成21年以降は、そもそも支払請求自体がなされていなかった。審査請求人は、水道料金に限らず各種料金の免除が、毎年免除申請をせずとも自動継続してなされるべきことにつき、免除を行うこと自体と同様の理由に基づく必要な措置であると説明していた。

(5) 平成29年度の措置に関する審査請求人の説明

奈良市は審査請求人に対して、平成29年6月5日付けで、今後の審査請求人に対する各種免除措置の取扱いを他の市民と同様の基準で適正に行っていくものとする旨の通知（以下「29年通知」という。）を発した。これを受けて、審査請求人は、改めて奈良市の各部署に赴き、これまでどおりの各種の免除措置を講じるべきことを主張し、その理由として、これまで審査請求人が各部署に対して繰り返してきた説明に加え、「前件裁判の結果奈良市は審査請求人に対して損害賠償責任を負うこととなったが、その賠償額は、当時の生活保護の基準額に照らして、おおむね2000万円ほどにも上るものである。そして、審査請求人と奈良市とが、この奈良市の違法行為に対する「償い」の方法について協議を継続した結果、審査請求人が奈良市に対してこの「償い」に係る国家賠償請求訴訟を提起しないことと引換えに、審査請求人及びその世帯員が奈良市に対して支払うべき公租公課、使用料及び手数料その他の金銭負担につき、今後審査請求人及びその世帯員が存命の限り免除されるものとの合意が成立した。」ということ述べ立てた。この主張内容が、本件各審査請求に至るまで審査請求人が主張するところの「奈良市の償い」及びそれに関する合意に当たるものである。

これらの主張を行うために審査請求人が奈良市の各部署に赴く頻度は、時期的な偏りはあるものの、多いときには連日の場合を含め週に複数回となることもあり、説明及び応対の1回当たりの時間は、数十分から、5時間程度に及ぶこともあった。

また、この説明及び応対の際に、録音等の記録を行うことや、既に奈良市職員らが説明を尽くした後にも審査請求人が対応を強要するなどして対応が長時間に及ぶ場合に、対応を打ち切り審査請求人の退席を求めるなどのやりとりについて、審査請求人と奈良市職員との間で対立が生じる場面も多くあった。

(6) 本件処分等に先んじてなされた処分及び審査請求

処分庁は、審査請求人が平成29年4月18日付けで行った平成29年度下水道使用料免除申請を受けて、平成29年6月27日、審査請求人に対し平成29年度下水道使用料免除不承認処分を行ったが、審査請求人はこれを不服として同処分及び同処分の日以降に行われた水道料金・下水道使用料納入通知・督促処分の取消し等を求めて、同年9月26日に審査請求（以下「前件審査請求」という。）を行った。前件審査請求については、弁明書、反論書及び再反論書の提出並びに口頭意見陳述の実施等の審理手続を経て、平成30年6月28日、棄却裁決がなされた。

その後、審査請求人は、平成30年7月10日に平成30年度固定資産税免除不承認処分の取消し又は変更を求める審査請求を行ったことを皮切りに、水道料金・下水道使用料督促処分、固定資産税督促処分及び証明書手数料免除不承認処分についての審査請求等、本件各審査請求に係る審理手続の終結時点に至るまで（平成30年7月10日から令和2年9月23日までの間）に、審査庁に対して、135件の審査請求を提起している。これらのうちには、処分庁が令和元年5月10日に行った、31年処分の取消し又は変更を求める審査請求（令和元年度第28号請求）も含まれている。

以上の他、審査請求人は、奈良市長が行った介護保険料免除申請不承認処分及び国民健康保険料免除申請不承認処分等の介護保険料及び国民健康保険料に係る処分について、奈良県に対して、多数の審査請求を行っている。

これらの審査請求における審査請求人の主張は、上述の「奈良市の償い」及びそれに関する合意の成立を主たる理由とするものである他、審査請求人の意に沿った対応を行わなかった職員の氏名を摘示し、誹謗中傷を重ねて個人攻撃を加えるという点についても、後述する本件各審査請求における審査請求人の主張と同様のものであった。

3 審査請求人の主張の要旨

21年承認は、審査請求人の世帯の経済的損失等が回復されるまで毎年免除申請せずとも水道料金を免除することを承認する処分であるから、本件各納入通知処分及び本件各水道料金支払猶予申請不承認処分は、無効又は取り消されるべきである。

また、31年処分は、処分庁に属する特定の無知無能な職員による事実の捏造という犯罪的行為、及びそれらの悪党に加担する他の特定職員の暴挙・妄動といった、暴力団組織と化した奈良市による審査請求人の権利侵害となる犯罪的行為により、「奈良市の償い」及びこれに基づく合意を無視してなされた違法なものであり、かつ行手条例第8条第1項の定めにより申請に対する拒否処分にあたって求められる処分理由の提示がなされていないという点でも違法であって、したがって31年処分の後続処分となる本件各納入通知処分は、違法なものである。

また、本件各下水道使用料支払猶予申請不承認処分については、奈良市下水道条例（昭和51年奈良市条例第16号）第39条の支払猶予事由に該当するにもかかわらず該当しないとされているところ、違法な処分であり、無効又は取り消されるべきで

ある。

さらに、本件各水道料金支払猶予申請不承認処分及び本件各下水道使用料支払猶予申請不承認処分については、それ自体行手条例第8条第1項に定める理由の提示がなされていない違法がある。

4 処分庁の主張の要旨

(1) 本案前の主張

審査請求人の主張は、何ら正当な根拠に基づくものではなく、また処分庁職員らを誹謗中傷する不当なものでもあり、さらには審査請求人が本件各審査請求と同様の審査請求を大量かつ執拗に反復提起し、既に多数の棄却又は却下裁決がなされていることや、審査請求人の職員に対する誹謗中傷等の行為について奈良市不当要求行為等審査会により不当要求として認定され、審査請求人に対して警告書が送付されているといった状況に鑑みると、本件各審査請求の本案に係る審理手続を行うことは、本来の住民福祉に傾注されるべき職員の公務を妨げ、職員に対する誹謗中傷を許すのみで有害無益であることから、本件各審査請求は審査請求権の濫用であって、審査請求の利益を欠くものとして、却下されるべきである。

なお、水道料金債権は私法上の契約である給水契約によって発生する私債権であって、これに関する処分性は認められないことから、水道料金に係る各措置は審査請求の対象とならず、本件各審査請求のうち、水道料金に係る各措置を対象とするものについては当然に却下されるべきである。

(2) 本案の主張

31年処分にあたっては、処分庁は審査請求人に対し、書面により不承認の理由を具体的に通知しており、行手条例第8条第1項に違反するものではなく、何ら違法ではないが、仮にそれが違法であったとしても、それによって平成31年度分の下水道使用料を免除する効果が発生するものではなく、審査請求人はそれらの下水道使用料の支払義務を負うところ、本件各納入通知処分につき違法性の発生する余地はない。

また、本件各下水道使用料支払猶予申請不承認処分については、審査請求人の主張する支払猶予申請の理由は、奈良市下水道条例第39条及び同条例施行規程（平成26年奈良市企業局管理規程第1号）第31条の定める支払猶予を行うことが出来る場合に該当せず、かつ処分にあたっては根拠規定を特定して不承認の理由を具

体的に記載しており、行手条例第8条第1項に違反するものでもない。

したがって、審査請求人の主張は失当であり、下水道使用料に係る各処分は根拠規定に基づき適正になされており何ら違法な点はない。

5 本件各審査請求の争点

(1) 本案前の争点

ア 審査請求権の濫用

本件各審査請求が審査請求権の濫用にあたり、不適法なものとなるかが争点となる。

イ 水道処分等の処分性の有無

水道料金に係る各措置に処分性が認められ、審査請求の対象となり得るかが争点となる。

(2) 本案の争点

ア 水道料金に係る各措置の違法性

水道料金に係る各措置に対する審査請求が適法なものである場合には、21年承認の効力により現在に至るまで審査請求人について水道料金の免除が認められるかが争点となる。

イ 本件各納入通知処分の違法性

本件各納入通知処分に対する審査請求が適法なものである場合には、31年処分の違法性が本件各納入通知処分の効力に影響し得るか、31年処分が違法といえるか、また行手条例第8条第1項に定める理由の提示がなされているかその他31年処分との関係とは別に本件各納入通知処分自体の違法事由が存在するかが争点となる。

6 争点についての判断

(1) 本案前の争点

ア 審査請求権の濫用

権利濫用の禁止（民法（明治29年法律第89号）第1条第3項）は、法律上の権利又は権限の行使一般について妥当する法原則であり、行政に対する市民の権利行使に関しても当てはまるものであるから、形式的には法令上の根拠を有する申請・請求その他の行為としてなされたものであっても、本来の趣旨目的に反し、社会的相当性を逸脱するような場合については、違法なものとなり得る。

そのため、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「行服法」という。）に基づく審査請求についても、適式な審査請求申立の形をとっていたとしても、国民の権利利益の救済及び行政の適正な運営の確保といった行服法の目的（行服法第1条第1項）に資するものでないか、又は資するところが著しく乏しいことが明らかであり、審査請求に仮託して正当な行政行為の妨害や特定職員の誹謗中傷を行うこと等の不当な目的又は態様によりなされたものである場合には、行服法の趣旨に鑑みて当該審査請求を認めることにより得られる利益と害される利益も考慮の上、審査請求を認めることにより却って公益を害し、行服法の趣旨に反することとなるときには、当該審査請求は審査請求権の濫用に該当する不適法なものとして却下されるべきと言える。

審査請求人は、21年承認がなされた後、29年通知が発出されるまでの間、審査請求人が支払義務を負う各種の徴収金の収納事務を担当する部署を始め、処分庁及び奈良市の多数の部署を訪れ、長時間にわたって各部署の管理職員らに対応を強制し、一連の審査請求において審査請求人が主張するところの「奈良市の償い」の基礎となる事実に基づき審査請求人に対する徴収金の免除等の特別の措置を講ずべきことを説明し、それに応じさせてきた。

29年通知以降は、処分庁及び奈良市において、審査請求人から長時間にわたる対応の強制その他の不当な要求を受けたとしても、各種徴収金の減免について審査請求人を特別扱いせず、他の市民と同様の基準で減免に関する判断を行うこととされ、「奈良市の償い」に類する理由による徴収金の免除が認められなくなったため、審査請求人による自己に有利な取扱いを求めての処分庁・審査庁の訪問と職員らへの対応要求は、より頻繁になった。

また、それらの訪問及び対応要求の際には、「奈良市の償い」に基づき徴収金の免除等の措置を講ずべきことを執拗に求めるだけでなく、審査請求人による各種徴収金の免除申請を不承認とする等、審査請求人による要求について審査請求人の意に沿わない対応をとった職員個人に対して、審査請求人は、罵声を浴びせ誹謗中傷を加えるなど執拗に個人攻撃を繰り返し、当該職員らが審査請求人にそのような不当な言動を止めるよう求め、又は対応を拒否し若しくは打ち切ろうとした際等に、当該職員らを撮影するなどしていた。

上述の通り、本件各審査請求は、審査請求人により繰り返し行われている、「

奈良市の償い」を理由とする各種徴収金の免除、不徴収又は徴収猶予を不承認とされたことについての135件にも上る審査請求の一つとしてなされたものであり、それら審査請求と、「奈良市の償い」が市長の特に認めるものとして徴収金の免除等の特別の理由となるかという争点を同じくするものである。

135件の審査請求のうち、（前件審査請求については、平成30年6月28日）平成30年度第5号請求及び第7号請求については平成31年3月25日、平成30年度第6号請求については平成31年4月24日、それぞれ棄却裁決が、平成30年度第8号、第9号及び第11号請求については平成31年4月24日に一部却下一部棄却裁決がなされ、それ以降の審査請求については、処分性を有しない催告について申し立てられたものであったことを理由とする令和元年度第56号請求を除き、いずれも審査請求権の濫用にあたることを理由として、それぞれ却下裁決がなされている。

これに対し、審査請求人は、上記前件審査請求に係る、処分庁が平成29年6月27日付けで行った平成29年度の下水道使用料に係る免除申請不承認処分について、平成30年12月28日、「奈良市の償い」ないしこれに関する合意が奈良市下水道条例第39条に定める免除事由に該当すること等を理由として）奈良地方裁判所に取消等請求訴訟を提起したが、同裁判所は、令和元年8月27日、審査請求人の主張する「奈良市の償い」ないしこれに関する合意が同条例に定める下水道使用料の免除事由に該当しない等として、請求を棄却（義務付けの訴えは却下）している。また、その後の控訴審においても、大阪高等裁判所は、令和2年2月13日、第一審判決同様、審査請求人の主張する事由が同条例に定める下水道使用料の免除事由に該当せず、かつ、処分庁に裁量権の逸脱・濫用又は信義則違反はない等として、審査請求人の控訴を棄却する判決を下している。これを受け、審査請求人は最高裁判所に上告及び上告受理申立てをしたが、令和2年10月2日、同裁判所は上告を棄却するとともに上告受理申立てを不受理とする決定（以下「本件最高裁決定」という。）をなしており、審査請求人が延々と繰り返している免除申請は、何ら法的根拠を持つものでないことが、司法手続によっても明らかにされたものである。

以上の本件各審査請求に関する事実関係からすると、審査請求人の主張の実質として解し得る「奈良市の償い」及びこれに係る合意は、前件審査請求を含め審

査請求人が提起する多数の審査請求における主張と共通し、なおかつ前件審査請求以前の事実に係るものであって、本件各審査請求において新たな主張・証拠が提出されたわけでもなく、その他前件審査請求からの争点の判断に関わる事情の変更も存しないことが明らかである。そうすると、本件各審査請求については、既に棄却された前件審査請求において審査庁の判断が示され、かつ本件最高裁決定により審査請求人の主張は理由を欠くことが明らかとされたものと同様の争点について、実質的に同一の主張を繰り返すものに過ぎず、前件審査請求後に審理に影響し得る事情の変更が生じたとも認められないことから、本件各審査請求に係る審理を行うことによって、国民の権利利益の救済、行政の適正な運営の確保又は住民福祉の増進に資するところはない。

そして、本件各審査請求書の記載は、審査請求人の意向に従わない職員を誹謗中傷し、自らの利益となる行為を要求するものであって、先行する審査請求の審理手続における審査請求人の言動からしても、本件各審査請求を含む審査請求人により提起された多数の審査請求は、審査請求人が21年承認以降、その中でも特に29年通知の発出後において繰り返し行ってきた不当要求ないし不当要求類似行為と同質であり、かつそれらの行為の一環としてなされたこともまた明らかであるから、正当な目的・態様によるものとは全く認められない。

さらには、審査請求人は、本件各審査請求書の記載事項から職員個人に対する誹謗中傷その他の不当な記載及び本件各審査請求と無関係な記載を除外し、実質的な本件各審査請求の理由となる事項を特定すること及び当該事項と審査請求人より累次提起される審査請求における実質的な審査請求の理由との異同について回答を求める質問（以下「本件補正質問」という。）により十分な余裕をもって補正の機会を付与されたにもかかわらずこれに応じることなく、加えて執拗に反復継続される審査請求人の不当要求ないし不当要求類似行為の態様に鑑みても、補正の見込みも無いものと判断せざるを得ない。

このように審査請求人による不当要求ないし不当要求類似行為の一環としてなされる本件各審査請求その他の審査請求について、これらを通常の審査請求と同様に取り扱って審理手続を進めることは、処分庁・審査庁にとって本来の業務を圧迫し、それらの業務を通じて守られるべき市民の利益が損なわれることが不可避となる他、審査請求の形式さえ取れば、不当要求に類する行為の対応を処分庁

・審査庁に強いることを許容する結果となり、行政の適正な執行を害するという不利益も伴い、却って国民の権利利益の救済・住民福祉の増進に反する事態を生じるものである。

これに対し、本件各審査請求を正当なものとして取り扱うことによって得られる客観的な利益は、審査請求人の正当な権利利益の保護も含め、何ら存するものとは認められない。

また、救済本位の観点から、行服法の運用に当たって審査請求人の立場に配慮すべきであるとしても、前件審査請求を含む先行する審査請求の審理手続及び裁決を考慮しつつ、審査請求人としては、遅くとも本件補正質問の回答提出期限までには、これまで述べてきた本件各審査請求の不当性を容易に認識し、補正ないし是正することが可能であったと言える。それにもかかわらず、審査請求人は本件補正質問に応じないばかりか、さらに同様の審査請求を重ねて繰り返すことにより、自ら補正又は是正の見込みも無いことを示しているのであるから、不当な態様・目的の下に提起された本件各審査請求に関し、酌むべき事情は認められない。

したがって、本件各審査請求は、行服法の目的に資するものではなく、審査請求人により不当な目的・態様でなされたものであって、これを認めることによる不利益は多大なものである一方、それにより得られる正当な利益は何ら認められず、却って公益を害し行服法の趣旨に反することとなるものであるから、審査請求権の濫用として、不適法である。

イ 本案前のその余の争点

本件各審査請求については審査請求権の濫用として不適法なものであるから、その余は争点となり得ず、判断を要しない。

(2) 本案の争点

本件各審査請求については審査請求権の濫用として不適法なものであるから、本案に関する事項についての判断を要しない。

(3) 結論

以上のとおり、本件各審査請求は不適法であるから、行服法第45条第1項の規定により、主文のとおり裁決する。

第4 裁決日

令和2年10月22日

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和2年11月30日提出

奈良市長 仲川元庸

- 1 令和2年度奈良市一般会計補正予算（第6号）

市長専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を別紙のとおり専決処分するものとする。

令和2年10月20日

奈良市長 仲川元庸

記

- 1 令和2年度奈良市一般会計補正予算（第6号）

令和2年度奈良市一般会計 補正予算（第6号）

令和2年度奈良市の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ34,252千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ188,860,411千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
16. 国庫支出金		千円 67,535,153	千円 34,252	千円 67,569,405
	4. 国庫交付金	9,405,668	34,252	9,439,920
歳入合計		188,826,159	34,252	188,860,411

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
4. 衛生費		千円 15,695,312	千円 34,252	千円 15,729,564
	1. 保健衛生費	7,834,457	34,252	7,868,709
歳出合計		188,826,159	34,252	188,860,411

1. 一般会計
 (1) 一般会計歳入歳出補正予算事項別明細書 (第6号)

1. 総括

(歳 入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
16 国庫支出金	67,535,153	34,252	67,569,405
歳 入 合 計	188,826,159	34,252	188,860,411

(歳 出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
4 衛生費	15,695,312	34,252	15,729,564	34,252			
歳 出 合 計	188,826,159	34,252	188,860,411	34,252			

2. 歳入

第16款 国庫支出金

第4項 国庫交付金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区分	金額		
1 総務費国庫交付金	3,898,209	34,252	3,932,461	1 一般管理費国庫交付金	34,252	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	
計	9,405,668	34,252	9,439,920				

第16款 国庫支出金

3. 歳出
第4款 衛生費

第1項 保健衛生費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 保健衛生総務費	492,906	34,252	527,158	特定財源 (内訳) 国庫支出金 34,252	12 委託料	34,252	保健衛生事務経費
計	7,834,457	34,252	7,868,709	特定財源 一般財源			

第4款 衛生費

一般会計款別性質別経費総括表

(単位:千円)

<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> 款 性質区分 </div>	衛 生 費	合 計
物 件 費	34,252	34,252
計	34,252	34,252

物件費の内訳表

附表 1

(単位:千円)

<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> 節 会計及び款 </div>	委 託 料	計
衛 生 費	34,252	34,252
一 般 会 計 合 計	34,252	34,252

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和2年11月30日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 市営住宅等明渡し及び滞納家賃等の支払請求に関する訴えの提起について

市長専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を別紙のとおり専決処分するものとする。

令和2年10月16日

奈良市長 仲川元庸

記

- 1 市営住宅等明渡し及び滞納家賃等の支払請求に関する訴えの提起について

市営住宅等明渡し及び滞納家賃等の支払請求に関する訴えの提起について

本市は、市営住宅等の明渡し及び滞納家賃等の支払いを求めるため、次のとおり裁判所に訴えを提起する。

1 訴えを提起する相手方の住所及び氏名

別表のとおり

2 訴えの要旨

別表に記載する者を相手方として、次の判決及び仮執行の宣言を求める。

- (1) 市営住宅等を明渡し、かつ原状に復し、奈良市営住宅条例第38条第4項（奈良市改良住宅条例第5条で準用する場合を含む）の規定により徴収する金銭を支払え。
- (2) 滞納家賃及びこれに対する遅延損害金を支払え。
- (3) 訴訟費用は被告の負担とする。

3 訴訟遂行の方針

- (1) 弁護士を訴訟代理人と定める。
- (2) 判決の結果、必要がある場合は上訴する。
- (3) 本市は、上記の訴訟において必要があるときは、適当と認める条件で当事者と和解することができる。

別 表

番号	住 所	氏 名	住宅名及び住宅番号	請求の原因
1	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	不法占有
2	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	家賃滞納
3	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	家賃滞納

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和2年11月30日提出

奈良市長 仲川元庸

- 1 和解及び損害賠償の額の決定について

市長専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

令和2年10月5日

奈良市長 仲川元庸

記

和解及び損害賠償の額の決定について

令和2年7月27日午後7時30分頃、奈良市中山町地内において発生した、市道の穴ぼこにより、走行していた相手方の軽自動車のタイヤが損傷した事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

1 損害賠償の額 4,360円

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和2年11月30日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 和解及び損害賠償の額の決定について

市長専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

令和2年10月12日

奈良市長 仲川元庸

記

和解及び損害賠償の額の決定について

令和2年7月16日午前8時10分頃、奈良市北新町地内において発生した、市道端の窪みにより、走行していた相手方の普通自動車のフロントバンパーが損傷した事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

1 損害賠償の額 32,720円

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和2年11月30日提出

奈良市長 仲川元庸

- 1 和解及び損害賠償の額の決定について

市長専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

令和2年10月20日

奈良市長 仲川元庸

記

和解及び損害賠償の額の決定について

令和2年4月7日午後3時50分頃、奈良市高天町地内において発生した、本市の公用車が相手方の軽自動車に接触した事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

1 損害賠償の額 25,520円

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和2年11月30日提出

奈良市長 仲川元庸

- 1 和解及び損害賠償の額の決定について

市長専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

令和2年10月22日

奈良市長 仲川元庸

記

和解及び損害賠償の額の決定について

令和2年4月15日午後2時頃、奈良市出屋敷町地内において発生した、本市の公用車が相手方の原動機付自転車と接触し、相手方が負傷した事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

1 損害賠償の額 183,766円

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和2年11月30日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 和解及び損害賠償の額の決定について

市長専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

令和2年10月26日

奈良市長 仲川元庸

記

和解及び損害賠償の額の決定について

令和2年7月8日午後0時40分頃、奈良市学園南一丁目地内において発生した、本市の公用車がマンションの外壁に接触した事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

1 損害賠償の額 104,000円

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和2年11月30日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 和解及び損害賠償の額の決定について

市長専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

令和2年10月26日

奈良市長 仲川元庸

記

和解及び損害賠償の額の決定について

令和2年7月27日午前8時50分頃、奈良市古市町地内において発生した、本市の公用車が民家の塀に接触した事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

1 損害賠償の額 132,000円

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和2年11月30日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 和解及び損害賠償の額の決定について

市長専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

令和2年11月2日

奈良市長 仲川元庸

記

和解及び損害賠償の額の決定について

令和2年1月31日午前7時51分頃、奈良市二条町一丁目地内において発生した、本市の公用車が相手方の自転車と接触し、相手方が負傷した事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

1 損害賠償の額 228,490円

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和2年11月30日提出

奈良市長 仲川元庸

- 1 和解及び損害賠償の額の決定について

市長専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

令和2年11月2日

奈良市長 仲川元庸

記

和解及び損害賠償の額の決定について

令和2年9月10日午前8時43分頃、奈良市西登美ヶ丘六丁目地内において発生した、本市の公用車が相手方の軽自動車と接触した事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

1 損害賠償の額 59,575円

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和2年11月30日提出

奈良市長 仲川元庸

- 1 和解及び損害賠償の額の決定について

市長専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

令和2年11月6日

奈良市長 仲川元庸

記

和解及び損害賠償の額の決定について

令和2年8月31日午前0時30分頃、奈良市中山町地内において発生した、市道の穴ぼこにより、走行していた相手方の普通自動車のタイヤが損傷した事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

1 損害賠償の額 9,801円

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和2年11月30日提出

奈良市長 仲川元庸

- 1 和解及び損害賠償の額の決定について

市長専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

令和2年11月6日

奈良市長 仲川元庸

記

和解及び損害賠償の額の決定について

令和2年10月11日午後9時頃、奈良市月ヶ瀬石打地内において発生した、市道の穴ぼこにより、走行していた相手方の普通自動車のタイヤ等が損傷した事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

1 損害賠償の額 18,286円

市長専決処分の報告及び承認を
求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、その承認を求める。

令和2年11月30日提出

奈良市長 仲川元庸

1 訴えの提起について

市長専決処分書

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、下記の事件を別紙のとおり専決処分するものとする。

令和2年1月8日

奈良市長 仲川元庸

記

- 1 訴えの提起について

令和2年度奈良市一般会計 補正予算（第7号）

令和2年度奈良市の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ468,889千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ189,329,300千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和2年11月30日提出

奈良市長 仲川元庸

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
12. 地方交付税		千円 14,774,092	千円 155,138	千円 14,929,230
	1. 地方交付税	14,774,092	155,138	14,929,230
16. 国庫支出金		67,569,405	81,251	67,650,656
	1. 国庫負担金	19,407,969	100,954	19,508,923
	2. 国庫補助金	38,597,969	95,500	38,693,469
	4. 国庫交付金	9,439,920	△ 115,203	9,324,717
17. 県支出金		9,745,940	3,500	9,749,440
	2. 県補助金	2,176,171	3,500	2,179,671
23. 市 債		22,291,500	229,000	22,520,500
	1. 市 債	22,291,500	229,000	22,520,500
歳 入 合 計		188,860,411	468,889	189,329,300

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1. 議会費		千円 674,141	千円 △ 7,417	千円 666,724
	1. 議会費	674,141	△ 7,417	666,724
2. 総務費		17,740,607	547,393	18,288,000
	1. 総務管理費	13,472,650	488,350	13,961,000
	2. 企画費	1,879,629	819	1,880,448
	3. 徴税費	1,238,927	△ 27,358	1,211,569
	4. 戸籍住民基本台帳費	761,723	83,379	845,102
	5. 選挙費	113,422	△ 1,012	112,410
	6. 統計調査費	197,951	3,580	201,531
	7. 監査委員費	76,305	△ 365	75,940
3. 民生費		100,878,886	△ 289,094	100,589,792
	1. 社会福祉費	64,218,644	18,871	64,237,515
	2. 児童福祉費	23,349,787	△ 258,581	23,091,206
	3. 生活保護費	13,111,977	△ 49,384	13,062,593

款	項	補正前の額	補正額	計
4. 衛生費		15,729,564 ^{千円}	36,258 ^{千円}	15,765,822 ^{千円}
	1. 保健衛生費	7,868,709	△ 115,399	7,753,310
	2. 保健所費	1,424,152	197,092	1,621,244
	3. 清掃費	5,897,528	△ 45,435	5,852,093
5. 労働費		189,126	1,175	190,301
	1. 労働諸費	189,126	1,175	190,301
6. 農林水産業費		677,633	△ 2,511	675,122
	1. 農林費	677,633	△ 2,511	675,122
7. 商工費		2,747,510	9,975	2,757,485
	1. 商工費	2,747,510	9,975	2,757,485
8. 観光費		1,399,050	△ 19,283	1,379,767
	1. 観光費	1,399,050	△ 19,283	1,379,767
9. 土木費		11,872,283	60,443	11,932,726
	1. 土木管理費	105,564	7,555	113,119
	2. 道路橋梁費	3,393,598	63,006	3,456,604
	3. 河川費	476,124	△ 15,263	460,861
	4. 都市計画費	5,885,694	16,362	5,902,056
	6. 住宅費	514,693	△ 11,217	503,476
10. 消防費		4,341,180	△ 7,740	4,333,440
	1. 消防費	4,341,180	△ 7,740	4,333,440
11. 教育費		14,193,225	139,690	14,332,915
	1. 教育総務費	5,436,679	△ 20,000	5,416,679
	2. 小学校費	1,415,849	123,081	1,538,930
	3. 中学校費	822,582	74,029	896,611
	4. 高等学校費	1,255,419	△ 23,000	1,232,419
	5. 幼稚園費	985,466	△ 2,420	983,046
	7. 保健体育費	2,840,837	△ 12,000	2,828,837
歳出合計		188,860,411	468,889	189,329,300

第2表 債務負担行為補正

1. 追加分

事 項	期 間	限 度 額
オリンピック聖火リレー 奈良県実行委員会負担金	令和2年度から 令和3年度まで	千円 4,529
学校給食調理業務委託	令和2年度から 令和3年度まで	36,000

第3表 地方債補正

1. 変更分

起債の目的	限 度 額	
	補 正 前	補 正 後
庁舎等施設整備事業	千円 3,237,200	千円 3,382,200
清掃施設整備事業	258,600	342,600
計	22,291,500	22,520,500

令和2年度奈良市国民健康保険 特別会計補正予算（第3号）

令和2年度奈良市の国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ8,955千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ35,623,563千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年11月30日提出

奈良市長 仲川元庸

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
4. 県支出金		千円 26,053,739	千円 5,758	千円 26,059,497
	1. 県補助金	26,053,739	5,758	26,059,497
7. 繰越金		11,177	3,197	14,374
	1. 繰越金	11,177	3,197	14,374
歳入合計		35,614,608	8,955	35,623,563

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 総務費		千円 431,409	千円 8,955	千円 440,364
	1. 総務管理費	326,532	8,955	335,487
歳出合計		35,614,608	8,955	35,623,563

令和2年度奈良市土地区画整理事業
特別会計補正予算（第2号）

令和2年度奈良市の土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ63,300千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,762,955千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和2年11月30日提出

奈良市長 仲川元庸

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
5. 市 債		千円 1,300,200	千円 63,300	千円 1,363,500
	1. 市 債	1,300,200	63,300	1,363,500
歳 入 合 計		2,699,655	63,300	2,762,955

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1. 西大寺駅南地区土地区画整理事業費		千円 1,113,600	千円 63,550	千円 1,177,150
	西大寺駅南地区土地区画整理事業費	1,113,600	63,550	1,177,150
2. JR奈良駅南地区土地区画整理事業費		1,115,455	△ 250	1,115,205
	JR奈良駅南地区土地区画整理事業費	1,115,455	△ 250	1,115,205
歳 出 合 計		2,699,655	63,300	2,762,955

第2表 地方債補正

1. 変更分

起債の目的	限 度 額	
	補 正 前	補 正 後
西大寺駅南地区土地区画整理事業	千円 681,100	千円 744,400
計	1,300,200	1,363,500

令和2年度奈良市後期高齢者医療 特別会計補正予算（第1号）

令和2年度奈良市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ7,200千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,837,200千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年11月30日提出

奈良市長 仲川元庸

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2. 国庫支出金		千円 —	千円 2,352	千円 2,352
	1. 国庫補助金	—	2,352	2,352
3. 繰入金		1,077,367	4,848	1,082,215
	1. 一般会計繰入金	1,077,367	4,848	1,082,215
歳 入 合 計		6,830,000	7,200	6,837,200

(註) 「第2款 繰入金」、「第3款 繰越金」、「第4款 諸収入」を「第3款 繰入金」、「第4款 繰越金」、「第5款 諸収入」に改める。

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1. 総務費		千円 62,640	千円 7,200	千円 69,840
	1. 総務管理費	45,224	7,200	52,424
歳 出 合 計		6,830,000	7,200	6,837,200

1. 一般会計
 (1) 一般会計歳入歳出補正予算事項別明細書 (第7号)

1. 総括

(歳 入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
12 地方交付税	14,774,092	155,138	14,929,230
16 国庫支出金	67,569,405	81,251	67,650,656
17 県支出金	9,745,940	3,500	9,749,440
23 市債	22,291,500	229,000	22,520,500
歳 入 合 計	188,860,411	468,889	189,329,300

(歳 出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 議会費	674,141	△7,417	666,724			△7,417	
2 総務費	17,740,607	547,393	18,288,000	43,500	145,000	358,893	
3 民生費	100,878,886	△289,094	100,589,792	8,500		△297,594	
4 衛生費	15,729,564	36,258	15,765,822	△14,249	84,000	△33,493	
5 労働費	189,126	1,175	190,301			1,175	
6 農林水産業費	677,633	△2,511	675,122			△2,511	
7 商工費	2,747,510	9,975	2,757,485			9,975	
8 観光費	1,399,050	△19,283	1,379,767			△19,283	
9 土木費	11,872,283	60,443	11,932,726			60,443	
10 消防費	4,341,180	△7,740	4,333,440			△7,740	
11 教育費	14,193,225	139,690	14,332,915	47,000		92,690	
歳 出 合 計	188,860,411	468,889	189,329,300	84,751	229,000	155,138	
				一般財源内訳		地方交付税	155,138

2. 歳入

第12款 地方交付税

第1項 地方交付税

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区分	金額		
1 地方交付税	14,774,092	155,138	14,929,230	1 地方交付税	155,138	普通交付税	
計	14,774,092	155,138	14,929,230				

第12款 地方交付税

第16款 国庫支出金

第1項 国庫負担金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区分	金額		
2 衛生費国庫負担金	223,724	100,954	324,678	1 保健予防費負担金	100,954	感染症発生動向調査事業費負担金 感染症入院患者医療費負担金	91,006 9,948
計	19,407,969	100,954	19,508,923				

第16款 国庫支出金

第16款 国庫支出金

第2項 国庫補助金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区分	金額		
1 総務費国庫補助金	330,059	43,500	373,559	6 戸籍住民基本台帳費補助金	43,500	個人番号カード交付事務費補助金	
2 民生費国庫補助金	37,911,599	5,000	37,916,599	7 児童福祉総務費補助金	5,000	支援対象児童等見守り強化事業費補助金	
5 教育費国庫補助金	206,481	47,000	253,481	1 教育振興費補助金	47,000	学校保健特別対策事業費補助金	
計	38,597,969	95,500	38,693,469				

第16款 国庫支出金

第16款 国庫支出金

第4項 国庫交付金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区分	金額		
1 総務費国庫交付金	3,932,461	△115,203	3,817,258	1 一般管理費国庫交付金	△115,203	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	
計	9,439,920	△115,203	9,324,717				

第16款 国庫支出金

第17款 県支出金

第2項 県補助金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区分	金額		
2 民生費県補助金	1,526,314	3,500	1,529,814	3 高齢者福祉施設整備事業費補助金	3,500	老人福祉施設等施設整備費補助金	
計	2,176,171	3,500	2,179,671				

第17款 県支出金

第23款 市債

第1項 市債

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区分	金額		
1 総務債	3,241,200	145,000	3,386,200	1 庁舎等施設整備 事業債	145,000	庁舎等施設整備事業債	
3 衛生債	4,677,000	84,000	4,761,000	2 清掃施設整備 事業債	84,000	ごみ処理施設整備事業債	
計	22,291,500	229,000	22,520,500				

第23款 市債

3. 歳出
第1款 議会費

第1項 議会費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 議会費	674,141	△7,417	666,724	一般財源 △7,417	2 給料 △3,000		職員給与費等
					3 職員手当等 △2,417		
					4 共済費 △2,000		
計	674,141	△7,417	666,724	特定財源 一般財源 △7,417			

第1款 議会費

第2款 総務費

第1項 総務管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 一般管理費	7,161,670	342,638	7,504,308	一般財源 342,638	2 給料	115,311	職員給与費等
					3 職員手当等	163,743	
					4 共済費	63,477	
					18 負担金補助及び交付金	107	
8 自治振興及び出張所並びに連絡所費	353,172	702	353,874	一般財源 702	21 補償補填及び賠償金	702	地域ふれあい会館運営管理経費
18 庁舎等施設整備事業費	3,327,374	145,010	3,472,384	特定財源 145,000 (内訳) 市債 145,000 一般財源 10	3 職員手当等	10	職員給与費等
					14 工事請負費	145,000	庁舎等施設整備事業
計	13,472,650	488,350	13,961,000	特定財源 145,000 一般財源 343,350			

第2款 総務費

第2款 総務費

第2項 企画費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
5 文化振興費	1,003,017	819	1,003,836	819 一般財源	21 補償補填及び 賠償金	819	なら100年会館運営管理経費
計	1,879,629	819	1,880,448	0 特定財源 819 一般財源			

第2款 総務費

第2款 総務費

第3項 徴税費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 税務総務費	669,219	△27,358	641,861	一般財源 △27,358	2 給料 △13,200		職員給与費等
					3 職員手当等 △7,158		
					4 共済費 △7,000		
計	1,238,927	△27,358	1,211,569	特定財源 一般財源 △27,358			

第2款 総務費

第2款 総務費

第4項 戸籍住民基本台帳費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 戸籍住民基本 台帳費	761,723	83,379	845,102	特定財源 43,500 (内訳) 国庫支出金 43,500 一般財源 39,879	2 給料	23,079	職員給与費等 戸籍住民基本台帳事務経費 39,879 43,500
					3 職員手当等	11,800	
					4 共済費	5,000	
					12 委託料	43,500	
計	761,723	83,379	845,102	特定財源 43,500 一般財源 39,879			

第2款 総務費

第2款 総務費

第5項 選挙費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 選挙管理委員会費	113,422	△1,012	112,410	一般財源 △1,012	2 給料 268		職員給与費等
					3 職員手当等 20		
					4 共済費 △1,300		
計	113,422	△1,012	112,410	特定財源 一般財源 △1,012			

第2款 総務費

第2款 総務費

第6項 統計調査費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 統計調査総務費	20,562	3,580	24,142	3,580 一般財源	2 給料 3 職員手当等 4 共済費	1,000 2,380 200	職員給与費等
計	197,951	3,580	201,531	0 特定財源 3,580 一般財源			

第2款 総務費

第2款 総務費

第7項 監査委員費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 監査委員費	76,305	△365	75,940	一般財源 △365	2 給料 △450	3 職員手当等 △515	職員給与費等
					4 共済費 600		
計	76,305	△365	75,940	特定財源 0 一般財源 △365			

第2款 総務費

第3款 民生費

第1項 社会福祉費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 社会福祉総務費	37,732,320	54,243	37,786,563	一般財源 54,243	2	給料	職員給与費等 24,891
					3	職員手当等	18,852
					4	共済費	10,500
					21	補償補填及び賠償金	325
7 人権施策費	30,260	325	30,585	一般財源 325			
9 人権文化センター費	146,666	△44,045	102,621	一般財源 △44,045	2	給料	職員給与費等 △20,941
					3	職員手当等	△14,037
					4	共済費	△9,067
					18	負担金補助及び交付金	3,500
10 高齢者福祉施設整備事業費	72,323	3,500	75,823	特定財源 (内訳) 県支出金 3,500			
15 後期高齢者医療会計繰出金	1,077,367	4,848	1,082,215	一般財源 4,848	27	繰出金	後期高齢者医療特別会計繰出経費 4,848
計	64,218,644	18,871	64,237,515	特定財源 3,500 一般財源 15,371			

第3款 民生費

第3款 民生費

第2項 児童福祉費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 児童福祉総務費	2,530,143	△8,474	2,521,669	特定財源 5,000 (内訳) 国庫支出金 5,000 一般財源 △13,474	2	給料	職員給与費等 △13,474 支援対象児童等見守り強化事業経費 5,000
					3	職員手当等	△4,456
					4	共済費	△2,800
					18	負担金補助及び交付金	5,000
3 認定こども園費	4,837,729	△25,719	4,812,010	一般財源 △25,719	2	給料	職員給与費等 △5,357
4 保育所費	1,429,675	△93,146	1,336,529	一般財源 △93,146	3	職員手当等	△8,562
					4	共済費	△11,800
					2	給料	職員給与費等 △46,079
					3	職員手当等	△28,028
7 児童館費	252,245	△131,242	121,003	一般財源 △131,242	4	共済費	△19,039
					2	給料	職員給与費等 △63,519
					3	職員手当等	△43,476
					4	共済費	△24,247
計	23,349,787	△258,581	23,091,206	特定財源 5,000 一般財源 △263,581			

第3款 民生費

第3款 民生費

第3項 生活保護費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 生活保護総務費	672,977	△49,384	623,593	一般財源 △49,384	2 給料	△23,211	職員給与費等
					3 職員手当等	△15,860	
					4 共済費	△10,313	
計	13,111,977	△49,384	13,062,593	特定財源 一般財源 △49,384			

第3款 民生費

第4款 衛生費

第1項 保健衛生費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
3 墓地火葬場費	131,585	△196	131,389	一般財源 △196	3 職員手当等	△450	職員給与費等
9 病院費	682,929	△115,203	567,726	特定財源 △115,203 (内訳) 国庫支出金 △115,203	4 共済費	254	
					18 負担金補助及び交付金	△115,203	病院事業会計繰出経費
計	7,868,709	△115,399	7,753,310	特定財源 △115,203 一般財源 △196			

第4款 衛生費

第4款 衛生費

第2項 保健所費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 保健所総務費	1,105,829	△5,306	1,100,523	一般財源 △5,306	2 給料 △15,000		職員給与費等
					3 職員手当等 9,294		
					4 共済費 400		
2 保健予防費	119,854	202,398	322,252	特定財源 100,954	11 役務費 7,119		感染症予防対策経費
				(内訳) 国庫支出金 100,954	19 扶助費 195,279		
				一般財源 101,444			
計	1,424,152	197,092	1,621,244	特定財源 100,954 一般財源 96,138			

第4款 衛生費

第4款 衛生費

第3項 清掃費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 清掃総務費	1,668,880	△82,464	1,586,416	一般財源 △82,464	2	給料	職員給与費等 △23,423
					3	職員手当等	△48,834
					4	共済費	△10,207
2 塵芥処理費	1,824,053	△47,734	1,776,319	一般財源 △47,734	2	給料	職員給与費等 5,917
					3	職員手当等	△49,947
					4	共済費	△3,704
4 環境清美工場 維持管理費	1,304,473	84,000	1,388,473	特定財源 (内訳) 市債 84,000	14	工事請負費	工場維持補修経費 84,000
7 清掃施設整備 事業費	247,440	763	248,203	一般財源 763	2	給料	職員給与費等 56
					3	職員手当等	500
					4	共済費	207
計	5,897,528	△45,435	5,852,093	特定財源 一般財源 84,000 △129,435			

第4款 衛生費

第5款 労働費

第1項 労働諸費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 労働諸費	189,126	1,175	190,301	一般財源 1,175	2 給料 56	3 職員手当等 1,009	職員給与費等 110
計	189,126	1,175	190,301	特定財源 一般財源 0 1,175			

第5款 労働費

第6款 農林水産業費

第1項 農林費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 農業委員会費	90,602	△523	90,079	一般財源 △523	2 給料	457	職員給与費等
					3 職員手当等	△780	
					4 共済費	△200	
2 農業総務費	66,724	△2,228	64,496	一般財源 △2,228	2 給料	△1,038	職員給与費等
					3 職員手当等	△490	
					4 共済費	△700	
4 土地基盤整備 事業費	193,208	240	193,448	一般財源 240	2 給料	88	職員給与費等
					3 職員手当等	152	
計	677,633	△2,511	675,122	特定財源 一般財源 0 △2,511			

第6款 農林水産業費

第7款 商工費

第1項 商工費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 商工総務費	120,153	9,975	130,128	9,975 一般財源	2 給料 3 職員手当等 4 共済費	3,337 4,413 2,225	職員給与費等
計	2,747,510	9,975	2,757,485	特定財源 一般財源			

第7款 商工費

第8款 観光費

第1項 観光費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 観光総務費	266,833	△19,283	247,550	一般財源 △19,283	2 給料 △4,893	3 職員手当等 △8,055	職員給与費等 4 共済費 △6,335
計	1,399,050	△19,283	1,379,767	特定財源 一般財源 △19,283			

第8款 観光費

第9款 土木費

第1項 土木管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 土木総務費	73,723	7,555	81,278	7,555 一般財源	2 給料 4,200	3 職員手当等 2,355	職員給与費等 1,000
計	105,564	7,555	113,119	特定財源 7,555 一般財源 0			

第9款 土木費

第9款 土木費

第2項 道路橋梁費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 道路橋梁総務費	693,483	77,459	770,942	一般財源 77,459	2	給料	職員給与費等 29,428
					3	職員手当等	33,450
					4	共済費	14,581
2 道路橋梁維持費	911,785	1,019	912,804	一般財源 1,019	3	職員手当等	職員給与費等 475
					4	共済費	544
3 道路橋梁新設改良費	1,788,330	△15,472	1,772,858	一般財源 △15,472	2	給料	職員給与費等 △5,928
					3	職員手当等	△6,297
					4	共済費	△3,247
計	3,393,598	63,006	3,456,604	特定財源 一般財源 0 63,006			

第9款 土木費

第9款 土木費

第3項 河川費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 河川総務費	35,729	△13,793	21,936	一般財源 △13,793	2 給料 △6,821	職員給与費等	
					3 職員手当等 △4,305		
					4 共済費 △2,667		
3 河川堤防改修費	320,945	△1,470	319,475	一般財源 △1,470	2 給料 △550	職員給与費等	
					3 職員手当等 △370		
					4 共済費 △550		
計	476,124	△15,263	460,861	特定財源 一般財源 △15,263			

第9款 土木費

第9款 土木費

第4項 都市計画費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 都市計画総務費	440,678	8,561	449,239	一般財源 8,561	2	給料	職員給与費等 3,301
					3	職員手当等	368
					4	共済費	4,892
4 街路事業費	4,050,864	15,856	4,066,720	一般財源 15,856	2	給料	職員給与費等 8,464
					3	職員手当等	5,077
					4	共済費	2,315
10 公園事業費	215,491	△8,055	207,436	一般財源 △8,055	2	給料	職員給与費等 △4,443
					3	職員手当等	△2,735
					4	共済費	△877
計	5,885,694	16,362	5,902,056	特定財源 一般財源 0 16,362			

第9款 土木費

第9款 土木費

第6項 住宅費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 住宅管理費	412,297	△10,898	401,399	一般財源 △10,898	2 給料	△4,420	職員給与費等
					3 職員手当等	△4,163	
					4 共済費	△2,315	
2 公営住宅整備 事業費	102,396	△319	102,077	一般財源 △319	2 給料	△441	職員給与費等
					3 職員手当等	172	
					4 共済費	△50	
計	514,693	△11,217	503,476	特定財源 一般財源 △11,217			

第9款 土木費

第10款 消防費

第1項 消防費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 常備消防費	3,746,499	△10,975	3,735,524	一般財源 △10,975	3 職員手当等 4 共済費	△18,658 7,790	職員給与費等
5 消防施設費	443,492	3,235	446,727	一般財源 3,235	2 給料 3 職員手当等 4 共済費	1,920 915 400	職員給与費等
計	4,341,180	△7,740	4,333,440	特定財源 一般財源 0 △7,740			

第10款 消防費

第11款 教育費

第1項 教育総務費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 教育委員会費	1,498,596	△20,000	1,478,596	一般財源 △20,000	2 給料 △10,000	3 職員手当等 △10,000	職員給与費等
計	5,436,679	△20,000	5,416,679	特定財源 一般財源 △20,000			

第11款 教育費

第11款 教育費

第2項 小学校費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 小学校管理費	865,551	122,000	987,551	特定財源 31,000 (内訳) 国庫支出金 31,000 一般財源 91,000	2 給料 30,231	職員給与等 60,000 小学校運営管理経費 62,000	
					3 職員手当等 19,187		
					4 共済費 10,582		
					10 需用費 38,000		
					17 備品購入費 24,000		
4 小学校施設整備事業費	201,103	1,081	202,184	一般財源 1,081	2 給料 441	職員給与等	
					3 職員手当等 590		
					4 共済費 50		
計	1,415,849	123,081	1,538,930	特定財源 31,000 一般財源 92,081			

第11款 教育費

第11款 教育費

第3項 中学校費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 中学校管理費	397,550	70,000	467,550	特定財源 15,000 (内訳) 国庫支出金 15,000 一般財源 55,000	2 給料 19,987	職員給与等 40,000	中学校運営管理経費 30,000
					3 職員手当等 12,784		
					4 共済費 7,229		
					10 需用費 19,000		
					17 備品購入費 11,000		
4 中学校施設整備事業費	202,361	4,029	206,390	一般財源 4,029	2 給料 2,000	職員給与等	
					3 職員手当等 1,029		
					4 共済費 1,000		
計	822,582	74,029	896,611	特定財源 15,000 一般財源 59,029			

第11款 教育費

第11款 教育費

第4項 高等学校費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 全日制高等学校費	972,229	△23,000	949,229	特定財源 1,000 (内訳) 国庫支出金 1,000 一般財源 △24,000	2 給料	△7,000	職員給与費等 高等学校運営管理経費 △25,000 2,000
					3 職員手当等	△6,802	
					4 共済費	△11,198	
					10 需用費	2,000	
					計		
計	1,255,419	△23,000	1,232,419	特定財源 1,000 一般財源 △24,000			

第11款 教育費

第11款 教育費

第5項 幼稚園費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 幼稚園費	985,466	△2,420	983,046	一般財源 △2,420	2 給料 △2,000		職員給与費等
					3 職員手当等 580		
					4 共済費 △1,000		
計	985,466	△2,420	983,046	特定財源 一般財源 △2,420			

第11款 教育費

第11款 教育費

第7項 保健体育費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 学校給食費	2,660,868	△12,000	2,648,868	一般財源 △12,000	2 給料	△6,500	職員給与費等
					3 職員手当等	△2,760	
					4 共済費	△2,740	
計	2,840,837	△12,000	2,828,837	特定財源 一般財源 △12,000			

第11款 教育費

(2) 債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度未までの支出額又は支出額の見込み
及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

(1. 追加分)

(単位 千円)

事 項	限 度 額	前年度未までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳				
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源				
						国 庫 支 出 金	地 方 債	そ の 他	一 般 財 源	
オリンピッククック聖火リレー 奈良県実行委員会負担金	4,529			令和2年度 から 令和3年度 まで	4,529					4,529
学校給食調理業務委託	36,000			令和2年度 から 令和3年度 まで	36,000					36,000

(3) 地方債の前前年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位 千円)

区 分	補 正		前	補 正		後
	当該年度中増減見込み			当該年度中増減見込み		
	当該年度中起債見込額	当該年度末現在高見込額		当該年度中起債見込額	当該年度末現在高見込額	
1. 普 通 債	16,551,800	103,707,109	16,780,800	103,936,109		
(4) そ の 他	9,313,300	38,035,997	9,542,300	38,264,997		
合 計	22,291,500	201,007,565	22,520,500	201,236,565		

2. 国民健康保険特別会計
 (1) 国民健康保険特別会計歳入歳出補正予算事項別明細書(第3号)

1. 総括

(歳 入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
4 県支出金	26,053,739	5,758	26,059,497
7 繰越金	11,177	3,197	14,374
歳 入 合 計	35,614,608	8,955	35,623,563

(歳 出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	
1 総務費	431,409	8,955	440,364	5,758		3,197
歳 出 合 計	35,614,608	8,955	35,623,563	5,758		3,197
					一般財源内訳	繰越金 3,197

2. 歳入

第4款 県支出金

第1項 県補助金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明	明
				区分	金額		
1 保険給付費等交付金	26,053,739	5,758	26,059,497	2 保険給付費等 特別交付金	5,758	保険調整交付金分特別交付金	
計	26,053,739	5,758	26,059,497				

国民健康保険特別会計

第7款 繰越金

第1項 繰越金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区分	金額		
1 繰越金	11,177	3,197	14,374	1 繰越金	3,197	歳計剰余繰越金	
計	11,177	3,197	14,374				

国民健康保険特別会計

3. 歳出
第1款 総務費

第1項 総務管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 一般管理費	312,096	8,955	321,051	特定財源 5,758 (内訳) 県支出金 5,758 一般財源 3,197	12 委託料 8,562	13 使用料及び賃借料 393	国民健康保険運営事務経費
計	326,532	8,955	335,487	特定財源 5,758 一般財源 3,197			

国民健康保険特別会計

3. 土地区画整理事業特別会計
 (1) 土地区画整理事業特別会計歳入歳出補正予算事項別明細書 (第2号)

1. 総括

(歳 入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
5 市債	1,300,200	63,300	1,363,500
歳 入 合 計	2,699,655	63,300	2,762,955

(歳 出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 西大寺駅南地区土地区画整理事業費	1,113,600	63,550	1,177,150		63,300		250
2 J R 奈良駅南地区土地区画整理事業費	1,115,455	△250	1,115,205				△250
歳 出 合 計	2,699,655	63,300	2,762,955		63,300		—

2. 歳入

第5款 市債

第1項 市債

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区分	金額		
1 西大寺駅南地区土地 区画整理事業債	681,100	63,300	744,400	1 西大寺駅南地 区土地区画整 理事業債	63,300	西大寺駅南地区土地区画整理事業債	
計	1,300,200	63,300	1,363,500				

土地区画整理事業特別会計

3. 歳出

第1款 西大寺駅南地区土地区画整理事業費

第1項 西大寺駅南地区土地区画整理事業費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 西大寺駅南地区土地区画整理事業費	1,113,600	63,550	1,177,150	特定財源 (内訳) 市債 一般財源	2 給料	100	職員給与費等 西大寺駅南地区土地区画整理単独事業 250 63,300
					3 職員手当等	150	
					21 補償補填及び 賠償金	63,300	
計	1,113,600	63,550	1,177,150	特定財源 一般財源			

土地区画整理事業特別会計

第2款 J R 奈良駅南地区土地区画整理事業費

第1項 J R 奈良駅南地区土地区画整理事業費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 J R 奈良駅南 地区土地区画 整理事業費	1, 115, 455	△250	1, 115, 205	一般財源 △250	2 給料 △100 3 職員手当等 △150		職員給与費等
計	1, 115, 455	△250	1, 115, 205	特定財源 一般財源 0 △250			

土地区画整理事業特別会計

(2) 地方債の前前年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調査

(単位 千円)

区 分	補 正 前		補 正 後	
	当該年度中増減見込み 当該年度中起債見込額	当該年度末現在高見込額	当該年度中増減見込み 当該年度中起債見込額	当該年度末現在高見込額
土 木 債	1,300,200	7,661,720	1,363,500	7,725,020
計	1,300,200	7,661,720	1,363,500	7,725,020

4. 後期高齢者医療特別会計
 (1) 後期高齢者医療特別会計歳入歳出補正予算事項別明細書 (第1号)

1. 総括

(歳 入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
2 国庫支出金	-	2,352	2,352
3 繰入金	1,077,367	4,848	1,082,215
歳 入 合 計	6,830,000	7,200	6,837,200

(歳 出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	
1 総務費	62,640	7,200	69,840	2,352		4,848
歳 出 合 計	6,830,000	7,200	6,837,200	2,352		4,848
				一般財源内訳		
				繰入金		
				4,848		

2. 歳入

第2款 国庫支出金

第1項 国庫補助金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区分	金額		
1 後期高齢者医療円滑運営事業費補助金	—	2,352	2,352	1 後期高齢者医療円滑運営事業費補助金	2,352	後期高齢者医療円滑運営事業費補助金	
計	—	2,352	2,352				

後期高齢者医療特別会計

第3款 繰入金

第1項 一般会計繰入金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区分	金額		
1 一般会計繰入金	1,077,367	4,848	1,082,215	1 事務費繰入金	4,848	事務費繰入金	
計	1,077,367	4,848	1,082,215				

後期高齢者医療特別会計

3. 歳出
第1款 総務費

第1項 総務管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 一般管理費	45,224	7,200	52,424	特定財源 2,352 (内訳) 国庫支出金 2,352 一般財源 4,848	12 委託料	7,200	後期高齢者医療事務経費
計	45,224	7,200	52,424	特定財源 2,352 一般財源 4,848			

後期高齢者医療特別会計

一般会計及び特別会計款別性質別経費総括表

(単位:千円)

会計款 性質区分	一般会計											特別会計			
	議会費	総務費	民生費	衛生費	労働費	農林水産業費	商工費	観光費	土木費	消防費	教育費	合計	国民健康保険	土地区画整理事業	後期高齢者医療
人件費	△ 7,417	357,362	△ 302,767	△ 135,700	1,175	△ 2,751	9,975	△ 19,283	68,884	△ 10,975	40,580	△ 917			
扶助費				195,279								195,279			
維持補修費				84,000					1,019			85,019			
物件費		43,500		7,119							94,000	144,619	8,955		7,200
補助費等		1,521	5,325	△ 115,203								△ 108,357			
投資的経費		145,010	3,500	763		240			△ 9,460	3,235	5,110	148,398		63,300	
普通建設事業		145,010	3,500	763		240			△ 9,460	3,235	5,110	148,398		63,300	
単独		145,010	3,500	763		240			△ 9,460	3,235	5,110	148,398		63,300	
繰出金			4,848									4,848			
繰計	△ 7,417	547,393	△ 289,094	36,258	1,175	△ 2,511	9,975	△ 19,283	60,443	△ 7,740	139,690	468,889	8,955	63,300	7,200

物件費及び維持補修費の内訳表

附表1 (単位:千円)

節 会計及び款	需用費	細節		役務費	細節		委託料	使用料 及び 賃借料	備品購入費	維持 修費	計
		消耗品費	手数料		手数料	手数料					
総務費						43,500					43,500
衛生費			7,119	7,119						84,000	91,119
土木費										1,019	1,019
教育費	59,000	59,000							35,000		94,000
一般会計合計	59,000	59,000	7,119	7,119	43,500				35,000	85,019	229,638
国民健康保険					8,562			393			8,955
後期高齢者 医療					7,200						7,200

繰出金・その他経費の内訳表

附表2 (単位:千円)

節 会計及び款	負担 補助 交付 金 及び 金 賠償 金	補償 及び 賠償 金	填 及び 金	扶 助 費	繰 出 金	計
総務費	107	1,521				1,628
民生費	5,000	325			4,848	10,173
衛生費	△ 115,203			195,279		80,076
消防費	△ 107					△ 107
一般会計合計	△ 110,203	1,846		195,279	4,848	91,770

投資的経費一覧表

(単位:千円)

款	補単	事業名	予算額	財源				内訳			概要説明
				国	県	地方債	その他	一般			
総務費			145,010			145,000			10		
	単	庁舎等施設整備事業	145,010			145,000			10		本庁舎耐震化整備 月ヶ瀬行政センター耐震化整備
民生費			3,500		3,500				—		
	単	高齢者福祉施設整備事業	3,500		3,500				—		高齢者福祉施設整備費補助
衛生費			763						763		
	単	清掃施設整備事業	763						763		
農林水産業費			240						240		
	単	土地基盤整備事業	240						240		
土木費			△ 9,460						△ 9,460		
	単	道路橋梁新設改良事業	△ 15,472						△ 15,472		
	単	河川堤防改修事業	△ 1,470						△ 1,470		
	単	街路事業	15,856						15,856		

令和2年度奈良市病院事業会計 補正予算（第2号）

（総則）

第1条 令和2年度奈良市病院事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和2年度奈良市病院事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	収	入	
第1款 病院事業収益	1,834,994千円	212,548千円	2,047,542千円
第2項 医業外収益	1,621,677千円	212,150千円	1,833,827千円
第3項 看護師養成事業収益	150,907千円	398千円	151,305千円
	支	出	
第1款 病院事業費用	1,880,275千円	212,548千円	2,092,823千円
第1項 医業費用	1,725,067千円	212,150千円	1,937,217千円
第3項 看護師養成事業費用	151,505千円	398千円	151,903千円

（他会計からの補助金）

第3条 予算第9条中「195,938千円」を「80,735千円」に改める。

令和2年11月30日提出

奈良市長 仲川元庸

附 属 書 類

1. 令和2年度 奈良市病院事業会計補正予算（第2号）実施計画
2. 令和2年度 奈良市病院事業会計補正予定キャッシュ・フロー計算書（第2号）
3. 令和2年度 奈良市病院事業補正予定貸借対照表（第2号）
4. 令和2年度 奈良市病院事業会計補正予算（第2号）参考書
5. 奈良市病院事業注記表

令和2年度奈良市病院事業会計
補正予算（第2号）実施計画

収益的収入及び支出

収 入

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1. 病院事業収益			1,834,994	212,548	2,047,542	
	2. 医業外収益		1,621,677	212,150	1,833,827	
		2. 補 助 金	911,372	327,353	1,238,725	県補助金
		3. 他 会 計 補 助 金	152,856	△ 115,203	37,653	一般会計補助金
	3. 看護師養成 事業収益		150,907	398	151,305	
		3. その他看護師 養成収益	53,883	398	54,281	他団体助成金

支 出

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1. 病院事業費用			1,880,275	212,548	2,092,823	
	1. 医業費用		1,725,067	212,150	1,937,217	
		2. 経 費	1,423,549	212,150	1,635,699	交付金
	3. 看護師養成 事業費用		151,505	398	151,903	
		1. 看護師養成費	151,505	398	151,903	消耗品費

令和2年度奈良市病院事業会計補正
 予定キャッシュ・フロー計算書（第2号）
 （令和2年4月1日から令和3年3月31日まで）

（単位：千円）

(1) 業務活動によるキャッシュ・フロー	
1 当年度純利益（△純損失）	△ 45,281
2 減価償却費	273,118
3 長期前受金戻入額	△ 230,037
4 受取利息	△ 50
5 支払利息及び企業債取扱諸費	1,643
6 未収金の増加（△）・減少額	△ 926,761
7 未払金の増加・減少（△）額	929,288
8 その他流動負債の増加・減少（△）額	103
小計	2,023
受取利息	50
支払利息及び企業債取扱諸費	△ 1,643
業務活動によるキャッシュ・フロー	430
(2) 投資活動によるキャッシュ・フロー	
1 有形固定資産取得・建設改良事業等実施額	△ 40,000
2 一般会計又は他の特別会計からの繰入金による収入	184,200
投資活動によるキャッシュ・フロー	144,200
(3) 財務活動によるキャッシュ・フロー	
1 企業債による収入	40,000
2 企業債の償還による支出	△ 182,718
3 リース債務の返済による支出	△ 1,482
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 144,200
資金増加額（又は減少額）	430
資金期首残高	383,997
資金期末残高	384,427

令和2年度奈良市病院事業補正
 予定貸借対照表（第2号）

（令和3年3月31日）

（単位：千円）

資 産 の 部

1. 固 定 資 産

(1) 有 形 固 定 資 産

イ 土 地		1,966,681
ロ 立 木		732
ハ 建 物	3,427,160	
減 価 償 却 累 計 額	<u>△ 502,853</u>	2,924,307
ニ 建 物 附 属 設 備	2,731,245	
減 価 償 却 累 計 額	<u>△ 1,059,033</u>	1,672,212
ホ 構 築 物	81,318	
減 価 償 却 累 計 額	<u>△ 32,904</u>	48,414
ヘ 機 器 備 品	258,435	
減 価 償 却 累 計 額	<u>△ 243,865</u>	14,570
ト 機 械 及 び 装 置	74,890	
減 価 償 却 累 計 額	<u>△ 44,889</u>	30,001
チ 建 設 仮 勘 定		<u>41,800</u>

有 形 固 定 資 産 合 計 6,698,717

(2) 無 形 固 定 資 産

イ リ ー ス 資 産 5,320

無 形 固 定 資 産 合 計 5,320

固 定 資 産 合 計 6,704,037

2. 流 動 資 産

(1) 現 金 預 金 384,427

(2) 未 収 金 966,645

貸 倒 引 当 金 △ 1,134 965,511

流 動 資 産 合 計 1,349,938

資 産 合 計 8,053,975

負債の部

3. 固定負債			
(1) 企業債			
イ 建設改良等の財源に充てる企業債	<u>3,839,469</u>		
企業債合計		3,839,469	
(2) リース債務		<u>3,455</u>	
固定負債合計			3,842,924
4. 流動負債			
(1) 企業債			
イ 建設改良等の財源に充てる企業債	<u>182,287</u>		
企業債合計		182,287	
(2) リース債務		1,467	
(3) 未払金		1,016,397	
(4) 預り金		<u>386</u>	
流動負債合計			1,200,537
5. 繰延収益			
(1) 長期前受金		3,098,767	
(2) 収益化累計額		<u>△ 943,989</u>	
繰延収益合計			<u>2,154,778</u>
負債合計			<u><u>7,198,239</u></u>

資本の部

6. 資本金			1,354
7. 剰余金			
(1) 資本剰余金			
イ 受贈財産評価額		1,840,000	
口 負担金		<u>444,195</u>	
資本剰余金合計			2,284,195
(2) 利益剰余金			
イ 当年度未処理欠損金		<u>1,429,813</u>	
欠損金合計			<u>1,429,813</u>
剰余金合計			<u>854,382</u>
資本合計			<u>855,736</u>
負債資本合計			<u><u>8,053,975</u></u>

令和2年度奈良市病院事業会計
補正予算（第2号）参考書

収益的収入及び支出

収 入

（単位：千円）

款	項	目	節	既決予定額	補正予定額	計	備 考	
1. 病院事業収益				1,834,994	212,548	2,047,542		
	2. 医業外収益			1,621,677	212,150	1,833,827		
		2. 補 助 金			911,372	327,353	1,238,725	
			県 補 助 金		892,004	327,353	1,219,357	
		3. 他 会 計 補 助 金			152,856	△ 115,203	37,653	
			一 般 会 計 補 助 金		152,856	△ 115,203	37,653	
	3. 看護師養成 事業収益			150,907	398	151,305		
		3. その他看護師 養成収益			53,883	398	54,281	
	他 団 体 助 成 金			0	398	398		

支 出

（単位：千円）

款	項	目	節	既決予定額	補正予定額	計	備 考	
1. 病院事業費用				1,880,275	212,548	2,092,823		
	1. 医業費用			1,725,067	212,150	1,937,217		
		2. 経 費			1,423,549	212,150	1,635,699	
			交 付 金		1,421,494	212,150	1,633,644	
	3. 看護師養成 事業費用			151,505	398	151,903		
		1. 看 護 師 養 成 費			151,505	398	151,903	
			消 耗 品 費		10	398	408	

奈良市病院事業注記表

予算の注記を次のように改める。

Ⅲ セグメント情報の開示

2 報告セグメントごとの営業収益等

(単位：千円)

	病院	看護専門学校	合計
事業収益	47,386	151,305	198,691
事業費用	1,938,717	151,903	2,090,620
事業損益	△ 1,891,331	△ 598	△ 1,891,929
経常損益	△ 59,147	△ 598	△ 59,745
セグメント資産	7,908,249	145,726	8,053,975
セグメント負債	7,069,672	128,567	7,198,239
その他の項目			
他会計繰入金	466,198	101,528	567,726
減価償却費	272,135	983	273,118

令和2年度奈良市水道事業会計
補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和2年度奈良市水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（継続費）

第2条 令和2年度奈良市水道事業会計予算第5条に定めた継続費を次のとおり改める。

款	項	事業名	補 正 前			補 正 後		
			総 額	年度	年割額	総 額	年度	年割額
資本的 支 出	建 設 改良費	緑ヶ丘浄 水場中央 監視制御 システム 更新工事	千円	2	千円 220,000	千円	2	千円 220,000
			1,210,000	3	495,000	1,210,000	3	495,000
				4	495,000		4	495,000
			元	85,800		元	85,800	
		652,300	2	480,700	685,300	2	480,700	
			3	85,800		3	118,800	

令和2年11月30日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

職員の服務の宣誓に関する条例の一部改正について

職員の服務の宣誓に関する条例の一部を次のように改正しようとする。

令和2年11月30日提出

奈良市長 仲川元庸

職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例

職員の服務の宣誓に関する条例（昭和26年奈良市条例第5号）の一部を次のように改正する。

別記様式中「尊重し、且つ、擁護」を「尊重し、かつ、擁護」に、「民主的、且つ、能率的に」を「民主的かつ能率的に」に、「誠実、且つ、公正に」を「誠実かつ公正に」に改め、「印」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

服務の宣誓書の様式について、押印欄を廃止しようとするものである。

奈良市手数料条例の一部改正について

奈良市手数料条例の一部を次のように改正しようとする。

令和2年11月30日提出

奈良市長 仲川元庸

奈良市手数料条例の一部を改正する条例

奈良市手数料条例（平成12年奈良市条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表第107の8項中「第14条第9項」を「第14条第13項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の一部改正に伴い、引用条文の整理を行おうとするものである。

奈良市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に 支援するための法律施行条例の一部改正について

奈良市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例の一部を次のように改正しようとする。

令和2年11月30日提出

奈良市長 仲川元庸

奈良市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例の一部を改正する条例

奈良市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例（平成18年奈良市条例第44号）の一部を次のように改正する。

第2条中「30人」を「40人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

介護給付費等の支給に関する審査会に付議する審査件数の増加に対応するため、当該審査会の委員定数の見直しを行おうとするものである。

奈良市共同浴場条例の廃止について

奈良市共同浴場条例を次のように廃止しようとする。

令和2年11月30日提出

奈良市長 仲川元庸

奈良市共同浴場条例を廃止する条例

奈良市共同浴場条例（昭和39年奈良市条例第20号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（提案理由）

東之阪共同浴場の廃止に伴い、条例を廃止しようとするものである。

奈良市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる 特定非営利活動法人等を定める条例の一部改正について

奈良市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める
条例の一部を次のように改正しようとする。

令和2年11月30日提出

奈良市長 仲川元庸

奈良市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定
める条例の一部を改正する条例

奈良市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める
条例（平成25年奈良市条例第58号）の一部を次のように改正する。

別表特定非営利活動法人奈良NPOセンターの項及び特定非営利活動法人国際交流なら
ふれあいの会の項を削り、同表特定非営利活動法人近畿介助犬協会の項中「平成27年1
月1日から令和2年9月30日まで」を「令和2年10月1日から令和7年9月30日ま
で」に改め、同表特定非営利活動法人奈良クラブの項を削る。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の奈良市個人市民税の控除
対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例（以下「新条例」と
いう。）別表の規定は、令和2年10月1日から適用する。

（経過措置）

- 2 令和2年9月30日までにこの条例による改正前の奈良市個人市民税の控除対象とな
る寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例（以下「旧条例」という。）
別表特定非営利活動法人奈良NPOセンターの項、特定非営利活動法人国際交流なら
ふれあいの会の項及び特定非営利活動法人奈良クラブの項に掲げる法人に対して支出され
た寄附金について奈良市税条例（昭和46年奈良市条例第12号）第24条の2第1項

第2号の規定を適用する場合にあっては、旧条例別表の規定は、なおその効力を有する。

- 3 令和2年10月1日からこの条例の施行の日までの間に旧条例別表特定非営利活動法人近畿介助犬協会の項に掲げる法人に対して支出された寄附金について奈良市税条例第24条の2第1項第2号の規定を適用する場合にあっては、当該寄附金は、新条例別表の規定に基づき支出されたものとみなす。

(提案理由)

条例別表に規定する特定非営利活動法人の構成及び個人市民税の控除対象となる寄附金の支出の期間の変更に伴い、所要の改正を行おうとするものである。

奈良市体育施設条例の一部改正について

奈良市体育施設条例の一部を次のように改正しようとする。

令和2年11月30日提出

奈良市長 仲川元庸

奈良市体育施設条例の一部を改正する条例

奈良市体育施設条例（昭和60年奈良市条例第24号）の一部を次のように改正する。

別表第1の2中

午前9時から午後9時まで。ただし、月ヶ瀬体育館及び都祁体育館は、午前9時から午後10時まで	を	午前9時から午後9時まで。ただし、月ヶ瀬体育館及び都祁体育館は、午前9時から午後10時まで	に改める。
午前9時から午後5時まで		午前9時から午後9時まで	

別表第4を次のように改める。

別表第4（第5条関係）

陸上競技場使用料

区 分			午 前	午 後	夜 間	午前・ 午後	午後・ 夜間	全 日
			9:00 ～ 12:00	13:00 ～ 17:00	18:00 ～ 21:00	9:00 ～ 17:00	13:00 ～ 21:00	9:00 ～ 21:00
	アマチ ュアス ポーツ	入場料の類を徴 収する場合	円 9,600	円 12,800	円 19,200	円 25,600	円 35,200	円 48,000
	（球技 を除く 。）	入場料の類を徴 収しない場合	4,800	6,400	9,600	12,800	17,600	24,000

主 競 技 場	独占 使用	アマチ ュアス ポーツ 以外の スポー ツ（球 技を除 く。）	入場料 の類を 徴収す る場合	営利を 目的と する場 合	72,000	96,000	144,000	192,000	264,000	360,000	
				営利を 目的と しない 場合	36,000	48,000	72,000	96,000	132,000	180,000	
		入場料 の類を 徴収し ない場 合	営業宣 伝を目 的とす る場合	33,000	44,000	66,000	88,000	121,000	165,000		
			営業宣 伝を目 的とし ない場 合	16,500	22,000	33,000	44,000	60,500	82,500		
	球技	入場料の類を徴収する場合	42,000	56,000	84,000	112,000	154,000	210,000			
		入場料の類を徴収しない場合	19,500	26,000	39,000	52,000	71,500	97,500			
	個人使用（1人当たり）					200	250	500			
	補助 競技 場	独占 使用	陸上競技			3,000	4,000	8,000			
			球技等			1,800	2,400	4,800			
		個人使用（1人当たり）					150	200			
投て き 練習 場	独占使用					1,800	2,400	4,800			
	個人使用（1人当たり）					150	200				
多目 的 広場	独占使用					1,800	2,400	4,800			
	個人使用（1人当たり）					150	200				

トレーニング室	独占使用	600	800	1,200	1,600	2,200	3,000
	個人使用（1人当たり）	150	200	300	400	550	750
1階会議室（1室につき）		450	600	900	1,200	1,650	2,250
2階会議室（1室につき）		600	800	1,200	1,600	2,200	3,000
役員室（1室につき）		450	600	900	1,200	1,650	2,250
備考							
<p>1 使用時間を越えたときの使用料は、1時間（1時間に満たないときは、1時間とみなす。）につき、当該使用料の額の1時間相当額とする。</p> <p>2 小学校の児童、中学校及び高等学校の生徒並びにこれらに準ずる者が使用する場合における使用料は、当該使用料の額の2分の1に相当する額とする。</p> <p>3 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日に使用する場合の使用料は、当該使用料の額の2割増に相当する額とする。ただし、個人使用の場合は、この限りでない。</p> <p>4 市外利用者が使用する場合又は市外利用者が参加できる大会等で使用する場合の使用料は、当該使用料の額の2倍に相当する額とする。ただし、個人使用の場合は、この限りでない。</p> <p>5 主競技場（独占使用の場合に限る。）を照明を伴い使用する場合の使用料は、当該使用料の額に30分（30分に満たないときは、30分とみなす。）につき、次に掲げる額を加算した額とする。</p> <p>(1) 全部を点灯する場合 900円</p> <p>(2) 3分の2を点灯する場合 600円</p> <p>(3) 2分の1を点灯する場合 450円</p> <p>6 使用料の額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。</p> <p>7 備品その他の使用料については、規則で定める。</p>							

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(提案理由)

鴻ノ池陸上競技場主競技場の夜間照明設備設置に伴い、夜間における施設使用料及び照明使用料を新設しようとするものである。

奈良市地区計画の区域内における建築物 の制限に関する条例の一部改正について

奈良市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を次のように改正しようとする。

令和2年11月30日提出

奈良市長 仲川元庸

奈良市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例
奈良市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成3年奈良市条例第19号）の一部を次のように改正する。

別表第1に次のように加える。

J R平城山車両基地 地区整備計画区域	大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）地区計画J R平城山車両基地地区計画の区域において地区整備計画が定められた区域
------------------------	---

別表第2東登美ヶ丘一丁目地区整備計画区域の項中「第12条第1項に規定する第一種電気通信事業者がその事業の」を「第120条第1項に規定する認定電気通信事業者が同項に規定する認定電気通信事業の」に、「第2条第1項第7号に規定する電気事業の」を「第2条第1項第16号に規定する電気事業（同項第2号に規定する小売電気事業を除く。）の」に、「第2条第1項に規定する一般ガス事業又は同条第3項に規定する簡易ガス事業の」を「第2条第2項に規定するガス小売事業又は同条第5項に規定する一般ガス導管事業の」に改め、同表近鉄列車基地地区整備計画区域の項中「をいう」の次に「。以下同じ」を加え、同表三条通地区地区整備計画区域の項中「第7条第2項各号」を「。以下「保安規則」という。）第2条第1項第23号に規定する圧縮天然ガススタンドであって、保安規則第7条第2項各号」に、「一般高圧ガス保安規則第7条の3第2項各号に掲げる基準（同項第2号の2に掲げる基準にあっては、同号ただし書に定めるものに係る部分に限る。）に適合するもの」を「保安規則第2条第1項第25号に規定する圧縮水素ス

タンドであって、保安規則第7条の3第2項各号に掲げる基準に適合するもの（製造設備の冷却の用に供する冷凍設備（保安規則第7条の3第2項第2号の2ただし書に規定するものを除く。）を用いるものを除く。）」に改め、同表登美ヶ丘北地区整備計画区域の項中「第2条第1項第9号に規定する電気事業の」を「第2条第1項第16号に規定する電気事業（同項第2号に規定する小売電気事業を除く。）の」に、「第2条第1項に規定する一般ガス事業又は同条第3項に規定する簡易ガス事業の」を「第2条第2項に規定するガス小売事業又は同条第5項に規定する一般ガス導管事業の」に改め、同表押熊町西地区地区整備計画区域の項中

B地区	(1) ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設 (2) ホテル又は旅館 (3) 自動車教習所
-----	---

を

B地区	(1) ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設 (2) ホテル又は旅館 (3) 自動車教習所
建築物の敷地がA地区及びB地区にわたる場合においては、その敷地の全部について敷地の過半の属する地区についての建築物の用途の制限を適用する。	

に改め、

同表に次のように加える。

J R 平城山車両基地 地区整備計画区域	車庫、車両検査修繕施設、倉庫、詰所、事務所その他の鉄道事業の用に供する建築物以外の建築物
-------------------------	--

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

建築物の用途の制限等を適用する区域にJ R 平城山車両基地地区整備計画区域を追加するほか、所要の改正を行おうとするものである。

奈良市火災予防条例の一部改正について

奈良市火災予防条例の一部を次のように改正しようとする。

令和2年11月30日提出

奈良市長 仲川元庸

奈良市火災予防条例の一部を改正する条例

奈良市火災予防条例（昭和37年奈良市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第3条の4第1項第1号中「^{ちゆう}厨房設備に」を「^{ちゆう}厨房設備（個人の住宅その他これに類するものに設けるものを除く。以下この項及び第56条第3号の2において同じ。）に」に改める。

第9条の3第1項中「第56条第10号」を「第56条第11号」に改める。

第12条の2第1項中「変圧して、」の次に「電気自動車等（」を、「原動機付自転車をいう」の次に「。第11号において同じ。）をいう」を加え、「50キロワット」を「200キロワット」に改め、同項中第14号を第18号とし、第13号を第17号とし、同項第12号イを次のように改める。

イ 異常な高温とならないこと。

第12条の2第1項第12号に次のように加える。

ウ 温度の異常を自動的に検知する構造とし、異常な高温又は低温を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。

エ 制御機能の異常を自動的に検知する構造とし、制御機能の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。

第12条の2第1項中第12号を第16号とし、第11号を第12号とし、同号の次に次の3号を加える。

- (13) コネクター（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するための部分をいう。以下この号において同じ。）について、操作に伴う不時の落下を防止する措置を講ずること。ただし、コネクターに十分な強度を有するものにあつては、この限りでない。

(14) 充電用ケーブルを冷却するため液体を用いるものにあつては、当該液体が漏れた場合に、漏れた液体が内部基板等の機器に影響を与えない構造とすること。また、充電用ケーブルを冷却するために用いる液体の流量及び温度の異常を自動的に検知する構造とし、当該液体の流量又は温度の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。

(15) 複数の充電用ケーブルを有し、複数の電気自動車等に同時に充電する機能を有するものにあつては、出力の切替えに係る開閉器の異常を自動的に検知する構造とし、当該開閉器の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。

第12条の2第1項中第10号を第11号とし、第7号から第9号までを1号ずつ繰り下げ、同項第6号中「電気を動力源とする自動車等」を「電気自動車等」に改め、同号を同項第7号とし、同項第5号中「電気を動力源とする自動車等」を「電気自動車等」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「電気を動力源とする自動車等」を「電気自動車等」に改め、同号を同項第5号とし、同項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同項に第1号として次の1号を加える。

(1) 急速充電設備（全出力50キロワット以下のもの及び消防長が認める延焼を防止するための措置が講じられているものを除く。）を屋外に設ける場合にあつては、建築物から3メートル以上の距離を保つこと。ただし、不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。

第18条（見出しを含む。）中「充てん」を「充填」に改める。

第39条第1項第1号中「第5条の2」を「第5条の3」に改める。

第55条に後段として次のように加える。

届出の内容を変更しようとする者についても、また同様とする。

第56条第14号中「充てん」を「充填」に改め、同号を同条第15号とし、同条第13号を同条第14号とし、同条第10号から第12号までを1号ずつ繰り下げ、同条第9号の次に次の1号を加える。

(10) 急速充電設備（全出力50キロワット以下のものを除く。）

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされているこの条例による改正後の奈良市火災予防条例第12条の2第1項に規定する急速充電設備に係る位置、構造及び管理に関する基準の適用については、なお従前の例による。

(提案理由)

関連省令の改正に伴い、急速充電設備の設置の基準等について所要の規定の整備を行うとするものである。

奈良市立学校設置条例の一部改正について

奈良市立学校設置条例の一部を次のように改正しようとする。

令和2年11月30日提出

奈良市長 仲川元庸

奈良市立学校設置条例の一部を改正する条例

奈良市立学校設置条例（昭和39年奈良市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第2条の表幼稚園の部奈良市立飛鳥幼稚園の項を削る。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（提案理由）

奈良市幼保再編基本計画及び実施計画に基づき、飛鳥幼稚園を廃止しようとするものである。

財産の取得について

市民防災教育普及啓発事業として、次に掲げる物品を取得するものとする。

令和2年11月30日提出

奈良市長 仲川元庸

1. 物品の表示

名 称	種 類	数 量
防災体験装置	仮想体験機能付起震コンテナ	1 台

2. 契約金額 48,730,000円

3. 契約の相手方 大阪府大阪市淀川区西宮原二丁目1番3号
SORA新大阪21・1401室
キンパイ商事株式会社
代表取締役 松浦 英男

財産の取得について

消防車両整備事業として、次に掲げる物品を取得するものとする。

令和2年11月30日提出

奈良市長 仲川元庸

1. 物品の表示

名 称	種 類	数 量
救急自動車	災害対応特殊救急自動車	1 台

2. 契約金額 23,980,000円

3. 契約の相手方 奈良市大安寺町498番地1
奈良日産自動車株式会社奈良店法人営業課
課長 池田 昌浩